

○吉田（和）参事官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「防災庁設置準備アドバイザー会議」第2回会合を開催いたします。

本日は、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、対面とオンラインによるハイブリッドでの会議形式を取らせていただいております。

対面の方は、マイクが自動で入りますので、操作は不要となっております。発言の際はマイクを近づけてお話しいただければと思います。また、オンラインの方は、御発言いただく際以外は、ハウリング防止のため、マイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

また、本会議は、各府省庁がオンライン傍聴できる形式となっております。

それでは、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、報道関係者の方は退室をよろしくお願いいたします。

（報道関係者退室）

○吉田（和）参事官 それでは、ここで本日の会議の出席者を御紹介させていただきます。

構成員20名のうち18名が御出席。

榛沢委員、坂委員の2名が御欠席となっております。

出席者のうち、対面15名、オンライン3名という形になってございます。

なお、赤澤大臣、西野政務官におかれては、国会等、公務の都合により、遅れての参加を予定しております。

今回の会合より、分野別テーマに関しまして、各回数名の委員の皆様から意見の発表をいただきまして、各テーマについて議論いただきたいと思いますと考えてございます。

発表に当たりましては、委員の皆様の専門分野とか災害対応の御経験を踏まえ、現在の体制で手が届いていない施策とか、足りない機能は何なのかといった観点から防災庁に求められる施策、機能について御意見いただきたいと思いますと考えてございます。

それでは、以降の進行は、福和主査にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○福和主査 おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、最初に事務局から「災害対応における官民連携について」説明いただきます。

その後、5人の委員の方々から今回の内容に関わる事柄について御発表いただきたいと思います。

それでは、最初に、吉田参事官より、資料1について説明をお願いいたします。

○吉田（和）参事官 それでは、資料1につきまして御説明させていただきます。

資料1につきましては、本日のテーマでございます災害対応における官民連携につきまして、議論の御参考として、国の取組の状況をまとめたものとなっております。

本日は、皆様の議論の時間を優先させていただきたいと考えておりますので、割愛しながら主立ったところを御説明させていただきたいと思っております。

4ページをお開きください。

被災地支援につきましては、国、自治体等の行政機関だけではなくて、NPOやボランティア、企業といった民間セクターを含めた様々な主体による関与が必要となっております。

本日の資料につきましては、こういったNPO、ボランティア、企業に分けて取組を整理しております。

まず、ボランティアについてですが、11ページを御覧いただければと思います。

こちらは、令和3年5月の防災・減災、国土強靱化ワーキンググループの5つの提言のうち、ボランティアチームの提言に対する現在の取組状況を整理したものとなっております。

地域のボランティア人材の育成に関しましては「『避難生活支援リーダー／サポーター研修』のカリキュラムの開発」を行いまして、順次、研修を実施しているところです。

また、研修修了者のデータベース化も進めておりまして、今後、研修の拡大とともに、フォローアップやスキルアップのための取組も進めていきたいと考えております。

また、都道府県単位での災害中間支援組織の設置等に向けまして、モデル事業を実施しているところでございます。

ボランティアの経費負担に関しましては、交通費補助を始めたほか、今後、専門ボランティア団体の活動に対する公費の活用方法等のマニュアルの整備を実施する予定となっております。

これらの取組につきましては、12ページ以降に資料を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

また、企業等に関する取組についてですが、18ページを御覧いただければと思います。

能登半島地震におきましては、物資輸送とか飲食、宿泊施設などの企業の力が発揮されたところでございます。

また、20ページにございますように、自治体と企業との間で各種の災害協定が締結されているところでございまして、今後、これらの協定をいかに実効的なものにしていくかといった点が課題になろうかと考えております。

また、24～26ページは、防災経済コンソーシアムとか中部防災推進ネットワークなど、産業界等との連携の枠組みを御紹介しておりますので、御参考にしていただければと思います。

本日、このような官民連携に関しまして、現状では手が届いていない施策とか、足りない機能は何なのかといったところで防災庁に求められる施策、機能に関しまして広く御議論いただければと考えてございます。

事務局からの資料は以上となります。

よろしく願いいたします。

○福和主査 どうもありがとうございました。

最後の30ページ以降に、前回の会議の主な意見をまとめてございますので、これも随時御覧いただければと思います。

それでは、本日の本題に移ってまいりたいと思います。

栗田委員、阪本委員、菅野委員、高橋委員、明城委員の5名の委員の方々から本日御発表いただく予定となっています。

限られた時間ですから、できるだけそれぞれ15分ずつ厳守いただくことと、今日は、事務局の人たちにとって、これから防災庁をつくっていくに当たって留意すべきところのできるだけの絞って御議論いただけるとありがたいと思っています。

それに際しては、今まで皆さんたくさん経験されていることに基づきながら、例えばですが、南海トラフ地震のような巨大災害に対してでもこの国がきちんとオペレーションできるようにするには、どんな視点がこれから必要だろうかというようなことを少し頭の中に置いたような形で御発表いただけるといいかと思っています。

これまですごく御尽力いただいた方ばかりですが、現状、このままの延長線上でできることとできないことがありますから、そういった視点も今回議論できるとよいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、トップバッターは栗田委員ですから、みんな栗田委員の発表に準じてこれからしゃべりますので、よろしく願いします。

○栗田構成員 ありがとうございます。

おはようございます。

それでは、よろしく願いします。

私は、ボランティア・官民連携の視点から要望を整理してみました。

全部は読み上げませんが「ボランティアの原則」の自発性が一番重要で、ここで無償の便利屋ではないということをしかりと強調したい。

それから、NPOとかNGOもありますが、これをひっくるめてボランティアと言うことには違和感があって、一般的なボランティアの話と、専門性を高めてきたNPO、NGOの話は少し分けて考える必要があるのではないか。それぞれ大事なのですが、分ける必要がある。

そして、NPO、NGOの中でも、専門分野はいろいろと異なりますので、NPO法人からすると、多くの場合が福祉系のNPOになりますが、災害救援に特化するNPOは、全体からするとあまり多くない現状がございます。

ボランティアセンターは、この後、高橋さんがお話しされると思いますが、社協の積年の努力のたまものである。

災害中間支援組織は新しい言葉なので、まだあまり理解されていませんが、これがないと、いろいろなアクターがいっぱい入ってきて、ばらばらになってしまうということで、

こうした機能が必要だということをJVOADは提言します。

災害ケースマネジメントは、御案内のとおりなのですが、全体を通して緊急救援期の話と復旧・復興期の全部にかけてNPOの存在が必要だったお話をさせていただきます。

次をお願いします。

その上で、既に先ほど御説明があった官民連携の象徴としての災害ボランティアの交通費とかNPOの登録制度を御提示いただいているわけであります。

ただ、ボランティアは自発性と考えると、行く人がお金を工面したりすること、あるいはボランティアに行く際は、国の支援が当然となっていくことが懸念されたり、お金を出した以上は国に従えみたいなことにつながっていくのではないかという意見もありますので、既に赤い羽根や日本財団とか、民間の助成金制度もありますので、始まった以上、やっていただくことは問題ありませんが、むしろ国は、御案内のとおり、しっかりとそうしたすみ分けみたいな、いろいろな民間の支援を後押しするようなバックアップに移っていったらどうかと考えます。

一方で、NPO登録制度をありがとうございます。

これもチャレンジな取組なのですが、誰がどのように選んで、登録されない団体の活動を制限されるのではないかと、いろいろな懸念が出ておりますので、そこは十分に議論した上で実施要項をつくられるべきだと思っております。

ただ、今、私たちが考えているNPOの登録制度で堪え得るNPOはかなり限定的ではないかと。だから、どう裾野を広げていくかが課題となっています。

ということで、官民連携の象徴としての財源としては、今後、もし許されるならば、もっとNPOが育成されなくてははいけませんし、平時からの研修や場づくり、専門施設の構築、あるいは災害中間支援組織の平時の資金確保など、現段階では手当てされていない諸課題に対応すべきではないかと。

やっていただくことはいいのですが、新聞報道が先行すると、憶測が広がって、問合せもかなり批判的なところに集中してしまうので、可能な範囲で事前の御相談をお願いしたいと考えております。

次をお願いします。

しばらく能登の現場の写真を見ていただきますが、床の上に毛布で寝ているところからスタートして、炊き出し等で支援したり、次をお願いします。

トイレがむちゃくちゃになっているところを支援したり、ベッドを整えたり、次をお願いします。

次をお願いします。

次をお願いします。

ちょっと前に戻ってください。

御案内のとおり、最初の1～2か月は、生きていくだけで精いっぱいです。

本当にどうすればいいのか、よく分からなかった中で、言えることは、行政だけでは対

応が困難。

そして、支援者も、何でもしてあげようではなくて、被災者自身の役割分担と合意形成が重要だということで、トイレもこの後、当番制になって、被災者自身が対応していくようになっていきます。

要支援者に関しては、ボランティアでは難しいので、専門職との連携が必要だと言えます。

この歩みは、今、穴水の支援を見ていただきましたが、名古屋から約5,000人以上のNPOボランティアと一緒に派遣して、私たちが活動した現場の写真なのですが、これは南海トラフ地震に備えるため、いろいろな場面で検証を積み重ねていただいて、いわゆる防災人材を育ててきたここ20年ぐらいの愛知などの成果がここで発揮されたのではないかと私は思っています。こういう人材がいたのです。

だから、そういう方々が惜しみなく現場に行っていて、様々な対応をした。やってあげるだけではなくて、自主運営までしっかりと持っていくような認識を持った方々が育っていた。

翻ってみると、こうした人材育成に関しましては「防災人材エコシステム」の継続に感謝しつつ、こうした学んだ方々の修了者による組織化とか、こうしたことができる専門NPOの育成をもっと図っていかないと追いつかない。福和先生から南海トラフとありましたが、都道府県ごとにこうした防災人材がどうなっているのかという調査も必要ではないかと私は思います。こういうことをして、まずは自分の県でちゃんとする、あるいは自分の県以外にもできるところは、ほかの県にも派遣できるような大きな防災人材の交流が必要なのではないかと思っています。

次をお願いします。

それをやっていくためには、現地では、行政と社協とNPOとの定期協議が、これは穴水でやったのですが、ここでしっかりと意思の交換ができることが重要だと思います。

先ほど申し上げたように、アクターがたくさんいて、いっぱい来たとしても、それを誰が調整するのだ、あるいはそこはちゃんと行政と連携されたものなのか、あるいはボランティアセンターとしっかりと意思疎通を図っていたのかがしっかりと確認されないといけない。

こういう姿は、県域ごとでは対応しますが、JVODもまだまだ県域にとどまっていて、市町村域はまだこれからなのですが、現場では、こうした意思疎通が必要なのだろうと。

次をお願いします。

こうした会議を経て、災害救助法による食料の配布がなかなか届かなかった中で、セントラルキッチン方式による炊き出しの方法もこの会議で編み出されていきました。

次をお願いします。

一方で、ソフト支援以外にも、技術系支援という団体がNPOにありまして、これは珠洲のボランティアセンターの集計表なのですが、ピースボート災害支援センターがまとめてく

れております。

「総ニーズ」が7,327。

そのうち「一般ニーズ」は、御覧のとおり。

「技術ニーズ」は、その半分近くの3,425件に対応してきた。

内訳は、その右側です。

防水シートを張ったり、瓦礫を撤去したり、要するに、一番右側の「個人ボランティアの対応内容」は、ボランティアセンターでここまではできるのだけれども、対応していないとか、人力でできる作業に限定されてしまいます。

なので、真ん中の9団体が3,000件以上のニーズに対応してきたことに関して、まだ御存じないのではないかと。いわゆる敷地内の問題も多いので、なかなか行政が手を出せないところ、しかも、例えば軽トラックが納屋に埋まってしまっていて、ここを搬出したNPOで226台の車両が救出されています。これで被災者はどれだけ助かったかということにつながります。

次をお願いします。

だから、こうした民間の技術を持った団体と、一般ボランティアのそれぞれの得意なところをもっと社会に認識していただくためには、平時からちゃんと連携しないとイケないと言われていたと思いますが、具体的にどうかというと、この後、ピースボートは倉敷の真備町で重機ワークショップなどを開かれています。

次をお願いします。

かぶってしまって、文章が見えにくいのですが、個々の被災者や被災した小地域ごとの困り事に、これだけきめ細かい対応をしているのだという現実をもっと理解いただきたい。

作業の安全のために、経験知をまとめた様々なガイドブックを自ら作成して、能力と質の担保にも努めております。非常に頼りになる人たちなのです。

けれども、実際の現場では業者と混同され、NPOとボランティアの違いが分からないので、受け入れを拒否されたり、業者が安易にボランティアに頼めばいいと振ってくる事例もあつたりして、ここは地位向上、もっとリスペクトしてほしい。

そして、ここはほとんど全部自前で重機手配や燃料代などをやっているのだから、これを公費で。これは登録制でカバーできるのではないかと期待はありますが、防災庁としましては、平時の事業の中で、こうした方々の裾野を広げる連携体制、行政と民間の連携を強める取組が平時から行われることを期待しております。

次をお願いします。

先ほどフェーズの問題を話しましたが、緊急救援の対応だけではなくて、今回、JVOADは、石川県から被災高齢者等把握事業を受託させていただきました。

ここで4,000人の支援員が訪問するのですが、四角で囲ったところはほとんどがNPOなのです。

もちろん、地元の福祉人材も協力いただきましたが、ほとんど被災者なので、なかなか

手伝っていただけないという状況もあったりした。だから、これは経験を積んだNPOが中心となって、1万5000件の状況を把握して、ここがデータベースとなっております。

次をお願いします。

例えば穴水は、レスキューストックヤードも関与しましたが、水道が止まっているとか、風呂に入れていないとか、トイレが流せないとか、食欲不振とか、内科の定期通院が中断されているとか、赤字のところは避難所では見えてこない。在宅避難の方々のこうした困り事にどうやって一件一件対応していくのか。この方々をほっていくと、関連死につながることも考えると、何とかしないといけない。

次をお願いします。

こうした一人一人の取組を先ほどの三者会議でも、穴水町と社協とNPOとの連携の中で会議をやったりして対応してきましたが、個別訪問した結果、この方の対応をいろいろと考えながら、段差があるというときには、理学療法士が介護保険で三角のコーナーをつけたり、洗濯物の物干しがお高いので、おばあちゃんは背が低いので、届かないのです。だから、ちょっと下に作ってあげているとか、夫の飲酒量が増えたから、これは保健師とちゃんと相談しなければいけない。こうやって一人一人のケースを回していくのが災害ケースマネジメント。

次をお願いします。

ここをNPOが出しゃばって見たところではなくて、出しゃばるのですが、穴水の場合でも、珠洲の場合でも、先ほど見たとおり、社協とか行政とちゃんと連携して、その枠組みの中でちゃんとやっていることがございます。

次をお願いします。

これだけ探しても、次から次へと生活困窮者が出てまいります。

次をお願いします。

こうした状況に対して、引き続きNPOの役割は続いていて、いつまで誰がどこまでやるのだという話は難しいのですが、まず、発見してくること自体が難しい。

そして、発見した後、伴走支援を誰がするのだということも「福祉的支援等の充実」の法制度は歓迎しつつ、実際にはどうするのだということに関して、防災庁は具体的に一緒に考えていただきたいと思っています。

次をお願いします。最後です。

今申し上げたように、初動にもNPOの存在があるということで、吉村穴水町長は「人命救助をはじめ行政機関の役割が最優先であることは間違いないが、同時にボランティア・NPOが入っていただいたおかげで、どれだけ町として救われたかははかり知れない。そのことをもっと伝えていきたい」とおっしゃっていますので、ぜひヒアリングをお願いしたいと思います。

私の所感で、これは質問なのですが、249号線の渋滞。

私は、3日と4日と、珠洲を2往復しましたが、自衛隊・消防・警察の車両が物すごく

連なっていて、そこをサイレンを鳴らした救急車両が追い抜いていく状況です。

それはやむを得ないことかもしれませんが、3庁のオペレーションはどうだったのかということがもし分かれば、教えていただきたいということがございます。

プラス、人命救助が優先なのは十分に承知ですが、助かった人の暮らしを支援していく。

例えば炊き出しだとか、暖かい毛布を積んだものが一緒に入ったのかどうかみたいなことも常に確認する必要があるのではないかと。

そして、フェーズごとのNPOの存在意義は申し上げました。

最後の赤のところは繰り返しになりますが、平時からのNPOの育成・協働事業、対話の機会の創出。私たちも、JVOADに言えば全部がまとまるという業界ではありませんから、その対話を私たちも十分に皆さんとしたいと思っていますので、その場の創出をお願いしたいと思っています。

あとは御覧のとおりです。

以上でございます。

○福和主査 どうもありがとうございました。

能登での栗田委員を中心とする支援の様子を丁寧に御説明いただきました。

栗田さんのところが穴水でやったことと同じぐらいのことを南海トラフ地震の被災地域全体でやることを考えると、現状はなかなか難しいので、どういう体制をこれから整えていけばいいかということも課題であると思います。これだけすごいことを広域にやれるようにするのか、ある程度やることを絞りつつも、より多くの人に対処していくのか、この辺りがこれからの課題で、議論していかないといけないことかと思いました。

ありがとうございます。

それでは、次は、阪本委員から御発表いただければと思います。

○阪本構成員 では、私からは「官民連携による被災者支援体制の構築に向けて防災庁が担う役割」ということで、期待することを述べたいと思います。

次をお願いします。

今日お話ししたいことは、大きく3点です。

1点目は、災害対応における官民連携の取組指針を提示する点。

2点目は、官民連携を促進するための制度基盤を構築すること、関連法案の整備と財源確保。

3点目が人材育成です。

次をお願いします。

災害が起きたときに、市町村も被害を受けて、被災者支援を十分に行うことができないのは、能登半島地震の経験からも我々は見ていると思います。

また、行政は、被災者全員に公平に支援を提供しようとはしますが、そもそも備えが十分でない段階で、公平に支援が提供できるわけがないのですが、そういうことをしようとした結果、支援が行われたいみたいな事例もあります。

また、行政だけでは支援の仕組みがない事項がたくさんあります。

先ほど栗田委員から御紹介いただきました炊き出しであったり、瓦礫の除去であったり、在宅で避難する方、車中泊の方への支援であったり、高齢者、障害をお持ちの方、外国人、妊産婦、子育て世代への支援であったり、あるいは広域避難される方への支援であったりは、行政が支援するためのスキームがないので、支援が行き届かない現状があります。

次をお願いします。

だからといって、支援をしなくていいわけではありません。

人道憲章は、災害によって被害を受けた人が尊厳ある生活を営む権利がある。したがって、支援を受け入れる権利があることを述べています。

また、災害による苦痛を削減するためには、実行可能なあらゆる手段を尽くすべきであるとしています。

次をお願いします。

そのために、国連などは、行政だけではなくて、民間セクター、あるいは国際支援などと連携して、災害対応をできるような仕組みとして、クラスターアプローチを導入しています。

前回御紹介いただきました事態対処の大枠で各省庁の取組を紹介してくださったのですが、それをこのクラスターの仕組みに当てはめてみると、明らかに欠落しているものがある。その欠落しているものとして挙げられるのが「栄養」と「保護」です。

食料は、物資として備蓄されていますが、温かい食事という形で提供はされていません。

また、偏った栄養とか、栄養不足が健康に被害を及ぼすことは、私たちは日常生活の中でよく知っていると思いますが、それにもかかわらず、災害時の栄養への配慮はなされていません。

次をお願いします。

この点を大きく変えた取組をやっているのが、一昨年の地震で被害を受けたトルコです。

行政だけでは支援が難しいと考えて、日本の赤十字に該当する赤新月が責任を持つことになっていて、民間のボランティアと連携して、被災地から離れた拠点で調理した後、被災地にモバイルキッチンで運んで提供すると。その情報管理は、全てITを活用して行われていて、4億食以上の食料が全ての被災者に、それも災害発生直後から温かい食事という形で届けられています。

今後は、トルコでは、AIなども活用して、食料提供の優先順位を考えていく。

こういう取組が既に始められているところもありますが、日本は相変わらず物資として、位置づけが遅れているような状況です。

トルコでこれができているのは、モバイルキッチンは、ふだんはホームレスの方に食料を提供しているモバイルキッチンでして、そういうものを災害時にうまく運用しているという特徴があるように思います。

次をお願いします。

ふだん使っている仕組みを災害時に応用しようとしているのが愛媛県の宇和島市でして、宇和島市は、西日本豪雨災害で大きな被害を受けました。

このときに、自主開設の避難所で食料を提供していた民間のNPOが、食事を取りに来る人の中には、子供だけで取りに来ている人もいる、もし炊き出しを終えてしまったら、子供の食料はどうなるのだろうかと考えて、その後、子ども食堂を設置しました。

子ども食堂をそれぞれの地区に1か所ずつ設置して食事の提供をしていたところ、孤食の問題は、子供だけではなく、地域の高齢の方も同様であると。なので、子ども食堂を地域の食の拠点と変えていきました。

その後、ふと気がつくと、次に南海トラフ地震が起きたとき、この地域は大きな被害を受ける。そのときに、今ある子ども食堂を災害時の食の拠点にできるのではないかと考えて、この2月には「災害時の炊き出し支援に関する協定書」を市と結んで、災害時の食の拠点に変えていくという取組をしています。子供の食の問題もありますし、災害時の物資としてではなく、食事として提供できる仕組みづくりはこれから重要になると思います。

日本全国には8,000か所以上の子ども食堂があります。これは中学校と同じぐらいの数なので、この数をうまく使えば、災害時にも温かい食事を直後から届けられるようになるのではないかと考えられます。

次をお願いします。

また、災害時の保護という問題は、日本は大変遅れていまして、最近になって高齢の方、障害を持つ方、ジェンダーみたいな感じの保護の問題は出てきましたが、子供の保護については相変わらず遅れていると思います。

阪神・淡路大震災では、震災で遺児になった子供、孤児になった子供は573人いました。

こういう子供をサポートする公的な仕組みがあったわけではなく、地元のふだんは交通事故遺児や自死による遺児を支援していたあしなが育英会が中心となって、震災遺児・孤児の支援を始めていました。

この体制が変わったわけではなくて、相変わらず継続していまして、東日本大震災でも震災遺児・孤児は、把握されているだけで2,083人。これはあしなが育英会の独自調査によります。

震災遺児・孤児のサポートは、里親制度を導入する、あるいはこういう民間からの寄附・支援などによって成り立っていて、こういう子供をサポートする仕組みが公的にありません。

震災直後、親を失った子供をどう保護していくのかという問題も我々はもっと考えていかなければいけない課題だと思いますし、それに取り組んでいく省庁なども必要になってくると思います。

次をお願いいたします。

こういう取組は、NPO、NGOだけでできるものではありません。

NPO、NGOで災害支援に関わる団体は増えてきているのですが、まだまだ育成しなければ

いけないのは、先ほど栗田委員からお話があったとおりです。

それに加えて、日本が圧倒的に遅れているのは、民間企業の参画だと思います。民間企業は、自らが支援を行う側となることもできますし、NPO、NGOを支えるための活動もすることができます。

今、スライドに出しているのは、東日本大震災における企業・団体による支援額で1200億円の支援が行われています。

ただ、その多くは義援金という形で提供されてしまっていて、NPO、NGOへの支援金という額は本当にごく僅かにすぎません。

次をお願いします。

2020年に、民間企業が災害対応とか復旧・復興業務、防災事業へ参画の意向があるのか。これは内閣府とひょうご震災記念21世紀研究機構の研究会の一環として調査を行いました。

一番左側が「既に参画している」という回答で、オレンジが「強く参画したい」という意向を示しているのですが、企業の防災事業への参画の意欲は極めて低いという状況になっています。

次をお願いします。

とはいえ、ゼロではなく、資本金や従業員の大きい大企業であったり、社会貢献の意識が高い企業の中には、参画しているところも見られます。

また、将来的に参加したいと考えているところは、中小企業の中にもあります。

関心度は、緊急事態対応への参画が一番多くて、復旧・復興業務になるにつれて意向が低くなります。

なぜ参加しないのかというと、幾つかの理由が挙げられますが、一つとして、行政の防災計画における企業の位置づけが明らかでないとか、参加したときの対価の支払いがどうなっているか分からない、行政・民間のリスク分担をどうするのか分からない、参加可能な業務内容を明確化してほしい、例えば行政機能を代行する罹災証明、あるいは避難所に企業が参加した場合、リスク分担はどうなるのか、対価の支払いがどうなるのかということも明確化する必要があるように思います。

次をお願いします。

こういうものをどのように実現するのかという点で、きちんと法に書いて、指針を示していく必要があると思います。

災害対策基本法第1条に、法の参加の主体を述べているのですが、国、地方公共団体、その他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確化することが法の理念として掲げられています。

ところが、興味深いことに、救助法はもっと広くて、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に必要な救助を行うと。救助法は、あらゆる組織の参画を定めているのに対し、基本法は行政に限定されると、一致していない特徴もあります。

この点、アメリカでは、2005年のハリケーン・カトリーナの後に、国家災害管理システ

ム（NIMS）をつくっています。

これは、あらゆるレベルの政府、非政府組織、民間部門が協力して災害を防ぎ、保護し、被害を軽減し、対応し、復興するための指針であると。あらゆるセクターの参画を示しています。日本も、行政だけではなくて、全てのセクターが参加するという指針を明確に示していく必要があるように思います。

次をお願いします。

また、それだけではなくて、行政と民間の連携の方法を行政内でも示していく必要があるように思います。

今、スライドに出しているのは、神戸市の災害時業務継続・受援計画となっています。

神戸市では、一般ボランティアと専門ボランティアはあらかじめ区分していて、受援する方針が示されていて、一般ボランティアについては、災害ボランティアセンターで対応する。

一方、専門ボランティアについては、住まいや瓦礫除去とか、それぞれの専門分野に応じて各部局が対応するという仕組みを明示しています。

次をお願いします。

それぞれの専門ボランティアと連携する仕組みを各自治体がやるとともに、それぞれの部局に分散されてしまうと、横串を刺して情報を把握することが難しくなるので「被災者支援班」みたいな形で、全庁として官民連携で対応できる仕組みづくりをやっていく必要があるように思います。

次をお願いします。

こういうものをやるには、指針を示すとともに、それに向けた人材育成が不可欠になると思います。

長野県は、2017年から地域防災計画で官民連携の方針を示していましたし、それに合わせた防災訓練とか災害対応訓練も重ねてきました。その成果が2019年の災害対応にも出ていたと思います。

ですので、指針を示すこと、人材育成を行うこと、そのための財源確保をする。そこには、民間企業の参画を得ることが今後重要になると思います。

私のほうは以上です。

○福和主査 どうもありがとうございます。

まずは、官民連携がきちんとできる形での災害の指針を入れなさいということ。

それから、制度の設計。

最後には、栗田さんと同じですが、人材育成ということで、共通する御指摘が多かったかと思います。

ありがとうございます。

それでは、次に、菅野委員から御発表いただければと思います。

○菅野構成員 では、私から幾つか述べさせていただきたいと思います。

お手元に資料がございます。多分、こっちのほうが見やすいと思います。

画面を見ていただいても、資料でも全く結構なのですが、幾つかキーになるところは、図を使って説明したいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

まず、今回は官民連携というテーマではあるのですが、分野を大分広く見ているもので、様々書かせていただいていることをお断りさせていただきたいと思います。

防災庁のミッションは、災害関連死をなくしてほしいと思います。

直接死には大分対応してきている。

それでも厳しいことはいっぱいあるのですが、関連死がこんなにいっぱい起こってしまうのはNGだと。これを短期的になくしたいですし、長期的には、言葉は変ですが「防災」という言葉がなくなってしまうぐらい、社会が勝手に災害対応できている状況を目指すべきなのではないかと思います。長期的な夢みたいなものだと思いますが、そうしたいと思っています。

そのためには何をすべきなのかというと、先ほどから栗田委員、阪本委員からもNPOやソーシャルセクターという話が出ておりましたが、被災者を被災者が支えているような構図を被災自治体に押しつけてしまっているのが我が国の制度なのだろうと思います。

そのときに、うまく使えていない力をどれだけ使えるようにするのかということが防災庁の非常に大事な仕事だと思います。

それは、例えば民間の力ということになるかと思いますが「餅は餅屋の災害対応」とよく申しておりますが、これで人権が守られる避難・生活再建の環境を実現していくことが防災庁の本当に一番重要な仕事なのではないかと思っています。

そのときの一番大事なアイデアが3つ目です。

公共施設や家などは、基本は安全率が掛かっているのです。要は、地震が来たところで、多少の地震だったら壊れないということ。当たり前ですね。

でも、ソフト面はどうですか。災害がいきなり来たら、いきなり全部止まりますね。これが駄目だということなのです。

ソフト対策にも安全率を掛けるという発想をしないと、社会のうまく使えていない力を使えない。こういう事態になっているのが大きな部分です。まさに社会保障とか各種サービスをフェーズフリー化しましょうという話なのですが、これがすごく大事だと思っています。

防災庁は、協働するような司令塔になっていただかなければいけない。一つの指揮命令系統だけでは動かない。先ほども調整とか協働といくつも出ておりましたが、そういう話が必要になります。前回も山本先生の議論だったかと思いますが、協働するのはそう簡単ではないのです。コーディネートのプロはめっちゃくちゃ難しいのです。これをしっかりと育成する。その人たちがちゃんと専門性を持って、予算を取って、ちゃんと施策をやっていく。これはプロパー職員がしっかりといないと駄目ですし、民間なども一緒にやりながら信頼構築していく世界も必要になります。

実際の実働は、ちゃんとチーム育成していかないといけない。これは恐らく、唯一ちゃんと成功しているのは、日本ではDMATだけだと思います。こういったモデルに版を做って、被災自治体を支えたり、後で詳しく言いますが災害ケースマネジメントとして被災者一人一人を助けたりするようなチームを、ちゃんと育成していくのだということも大事になると思います。

そうすると、ほっておいても、自動的に災害対応していく社会が描かれる。今までの官民連携とは質を変えてやらないといけないです。全部指示が必要で、ほっておいてもやってくれないのでは、南海トラフで間に合うわけがないのです。そういう世界にしなくてはならないということになります。

なぜそれができてこなかったのだということですが、それが1枚目の最後の点ですが、災害は長きにわたる過程なのです。緊急ばかりやり過ぎた。

正直に言います。発災後半年ぐらいいまだしかPDCAが動いていない。内閣府さんの検証なども、数か月で終わりますね。ということは、1年後、2年後、3年後に起こる問題は誰が見ているのですか。これをずっとやってきてしまったということなのです。だから、大きな長期的なところに制度不備が起こる。まさにそれが被災者の関連死の問題とか、復興のときにハードを造り過ぎてしまうみたいな問題につながってしまう。

こういうことですので、ぜひ長期的な検証をして、他省庁にもお願い、これをやってねと言える機能をつけていただかなくてはならないということになります。

次をお願いします。

図を見ていただけると分かりやすいかと思います。

平時は、特に物資の部分とか家の部分は、民間が市場で供給しているところなのです。

それをいきなり災害時は慣れない地方自治体がやってくださいとなる。しかも、災害はある地域にたまにしか来ませんから、言葉は悪いのですが、我々はいつも新人を送り込むみたいな体制でやってきている国なのだという理解をしなくてはならないと思っています。

また、古い法律ですが、今回、災害対策基本法等の改正の中で、災害救助法の中に福祉を位置づけましょうということが閣議決定されて、すごくありがたいと思っていますが、まさにこういった課題、福祉の部分ができないとか、平時は民間が担い手なのに、いきなり慣れない自治体が担い手になってしまう。さらには、関連死を防ぐといたら、ケアのプロが参画することが必須なのですが、そういった方たちが参画できない。こういう構造の中で全部やってきている。

まさに今回の法改正は、この改善の第一歩を進める非常に大事な法改正だと思いますが、この方向をもっとやっていかななくてはならない。

現在の体制の中でも重要な例外があるのですが、それはDMATの世界だと思います。

次のページの上の図を御覧いただけますでしょうか。

これは何を整理したものかという、まさにケアが必要な方々を見ると、社会保障と被災者支援は非常に近いのです。

実は、災害救助法は、もともとは社会保障の一環としてできています。GHQがつくろうねと言い出したときに、呼ばれた相手は今でいうところの厚生労働省の保護課、まさに生活保護の担当セクションが呼ばれてつくられているものなのです。

なので、言わば社会保障の一環で生存権保障を眼目としてつくられていたのですが、社会保障の歴史と被災者支援の歴史は、その後はほとんど密接にならず、分かれていってしまうこととなります。

社会保障は、例えばお医者さんにみんなかかりたいねといって、国民皆保険制度ができ、その後は、介護保険以降、みんな高齢者になるのだから、みんな障害者になるかもしれない、困窮してしまうかもしれない。そういう中で、誰でもユニバーサルに使えるものとして相談支援などが充実してくるということでした。まさにそのケアを担うのは、政府だけではなく、医療法人、NPO、株式会社と増えていったわけです。

みんなで支えているのが社会保障なのに、ニーズが増える災害時に行政だけがやると。できるわけがない。これが今の根本構造ということになります。

重要な例外がDMATと言っているのは、まさに阪神・淡路大震災のときに、民間が自ら組成してチームをつくっていった。それを何とか制度的にも位置づけていった。こういう世界をほかの社会保障の領域でもやらなくてはいけない。今、DWATの話とかDHEATは、いろいろなところへ出てきていますが、抜本的に強化しなくてはいけないことだと思うのです。

そのための大きな指針が、次の3から書いている部分になります。

「災害ケースマネジメント」という言葉をこの10年ほどずっと提唱してまいりました。

国のほうでも、内閣府さんでもかなり手引などをまとめていただいて、基本計画などでも促進いただいている状況であります。これをしっかりと中核に据えた人権が守られる避難環境・生活再建を実現していただきたいということになります。

このときにすごく大事なことが、次の次のページかな、図3を見ていただけるといいかと思います。

今もDMATの皆さんは、社会保障の回復に努められているわけです。病院などをちゃんと動くようにして、何とか医療を供給するのだと。

でも、それだけでは漏れてしまうから、DMATさんは避難所など、いろいろなところに行く。これがスタートなのですが、DMAT以外のところ、DHEATさんはだいぶ保健所機能を回復できるようになってきましたが、福祉サービスはほとんど回復していない。実際、能登では十分には動いていないわけです。そこに福祉避難所を無理やりつくれと言っても、動くわけがない。こういう事態が起こっています。

さらには、ふだん例えば通所されたり、ヘルパーさんが行かれたりという事業所などは埒外です。全く回復していない。それでは関連死が増えますね。

こういう構造は、社会保障の平時サービスの回復、場所の支援と言っていますが、まずこれをしっかりとやるとともに、もう一つ、個人とか世帯の生活の回復が必要です。お医者さんは、カルテで一人一人診ているわけですから、こういう世界の回復がまさに災害ケ

一スマネジメントと言っている部分ですが、こういうものを実装していかなければいけないことになると思います。

そのときには、当然、応援に入っていられる方もそうですし、平時から福祉の世界とか医療の世界で地域でも活動していらっしゃるわけです。そういう人たちにも担っていただかなくてははいけない。

でも、ここは、先ほど言った安全率が掛かっていない世界です。やることになっていないわけです。だから、ここにどう安全率を掛けて強化していくのか。

例えば今、介護保険の事業所はどういう状況になっているか。人手不足で潰れています。そこに、DWATを組成してくださいと言ったら、無理ですね。どうやってそこをきっちり回るようにして、みんな災害のときは助け合えるねという世界にするのかということが大事です。これだけいろいろな担い手がいるということは、被災者の方一人一人をカルテのようなもので追わなくてははいけないわけです。

最初はDMATの方が入ってくるかもしれませんが、最後は、本当に地域のNPOの方などが担ったりするわけです。こういう被災者のデータベースをしっかりとつくって、連携していけるようにするにはいけないことになります。

図4は、まさに災害ケースマネジメントの一つのイメージです。

これが最初から最後まで動けばいいなということになるわけですが、最初は、個別に訪問して行って、一人一人世帯ごとのカルテを作って「ワーキンググループ」と書いていますが、みんなで専門家も集まって、ケース検討をして、その方に応じた支援策をオーダーメイドで入れていく。これは、実は災害のときの支援制度もあれば、平時の支援制度もあると。こうすると、この仕組みは平時の介護保険のシステムとか、地域共生社会づくりのシステムはほぼこれで動いているはずですが、だから、平時の仕組みをベースに災害にも対応できるようにしておきましょうねと言っていることになります。

図5を見ていただくと、簡易なモデルとしてはこういったモデルで、被災の影響を見て、支援を組み合わせていく。そのときに、災害の制度も、平時の制度もうまく使いながら、みんなで総動員してやっていきましょうよと。まさに総動員体制をつくらなくてははいけないわけです。

重要なのが、オペレーティングシステムと言っている部分です。

次の図を見ていただきますと、複雑になっています。

基本は、さっきの基本モデルと同じなのですが、これをやるためには、平時から安全率を掛けて、組織を育成しておく、もしくは体制整備をしておく。まさに社会福祉法などに規定されます包括的な支援体制や、たぶん、介護保険、医療のほうにも規定があるかと思えます。様々なところに体制整備の規定があると思います。そこをしっかりと強化して、災害時に動かすのだということにしておきましょうと。

プラスして、チームはDMAT、DHEAT、DWATだけではないのですが、代表的なものとして書かせていただいています。こういった方々がしっかりとここに参画していく。そのため

には、訓練をしっかりと、教訓を反映させていくPDCAをしっかりと長期間で回す仕組みが必要なのだということになります。これをどうやってやるのかというのがものすごく大事なことだと思っています。これがないと、人権が守られた避難環境は成立しないだろうと考えています。

少しだけ戻っていただいて、4ページ。あとちょっとだけ言いたいことがあるので、4ページに戻っていただきます。

まず、上から始めると、どれぐらいの条件になるかということ、平時には、DMATの皆さんは、今、大体1,700チームぐらいいらっしゃるのです。

能登半島で1,200ぐらい出ているはずですが。

はっきり言って、これでは駄目なのです。12万の人口規模に、1,200を出している。

これはなぜかということを考えなければいけない。長期間出ているということです。2か月ぐらい出ている。それはなぜかということ、福祉の領域が極めて弱いということです。

今の医療とケアワーカー、福祉の領域で平時から働いている人の数を考えると、福祉の方は10倍ぐらいいるのです。ということは、1万7000チーム養成しておかなければいけないということです。そのレベルで福祉の世界を強化しなければいけない。まさにこれは安全率を掛けないとできるわけがないという世界観になります。これをどうやるのかということもしっかりとやっていただきたい。

福祉の世界は、日頃からの報酬体系が低くて、潰さなくてはいけないと言っているような状況です。これではまずいということなので、ここをどう強化するのか。

これは厚生労働省さんに予算を出してよと言ったら、今はできないのです。厚生労働省予算全体の中でどこを削るのだという話になってしまう。そうではなく、まさに防災庁予算でもって抜本的に安全率を掛けるといったことと考えていくことが重要なのだということになりますし、専門チームなどをきっちり育成していく研修体系なども極めて重要になると思います。

最後に1点だけ。4ページの一番下の点です。

長期的に重視していただきたいのは、先ほど阪本委員もおっしゃっていましたが、こどもです。

我が国は、しょうがないとはいえ、仮設住宅が小学校に建つような状況を生んでいるわけです。こどもの権利の観点からはあり得ないのです。本当は教育を受ける場です。そういったところに仮設住宅をしょうがなく造ってしまうのは、やめなくてはならない。

防災上の各種施策などに、こどもの代弁者は誰もいないはずですが。誰もはやい過ぎかもしれませんが、大きなところではいないはずなのです。

これは変えていかなければいけませんし、もう一つ、能登半島地震被災地で何が起きているかということ、雇用がなくなってしまったわけです。元気な人ほど、子供を学校に通わせられないから、能登半島から出ている。そうすると、復興のときに、その人たちの力が使えない。どうやってとどまってもらうか。

まさに緊急雇用みたいな、東日本のときにやったようなメニューもしっかりと事前から考えておかないと、被災地が復興しない。こういう事態になっているということだと思います。

もう少しだけにしたいと思いますが、7ページを開けていただけますでしょうか。

大事な知恵を2つだけ言いたいと思います。

まず、物資供給などの専門性を持った民間協議会に災害対応へ参画していただく。

仮設住宅だとプレハブ協会ですらいつも調整しますね。だから、ノウハウはプレハブ会社さんにあるわけです。

お願いねと言ってやってもらうという話ですから、県域で造ってもらってもいいかもしれませんが、大手の流通・小売の方とかでつくる民間協議会にお願いできるような体制にすれば、地方自治体は困らなくて済みますね。こういうものをつくれればいいのではないかと思います。

もう一つは、栗田委員や阪本委員とも同じ意見かと思いますが、ソーシャルセクター全体を見据えて、連携を考えていただきたい。

ボランティアは、普通は個人を指す言葉ですね。そこに無理やりNPOとか組織を入れているのが、災害領域だけの文化になってしまっています。そうではなくソーシャルセクター全体を見ていただきたい。

特に図7などに出ていますが、災害専門のNPOはごく僅かなのです。その中に、大きい、小さいもあのです。

例えば東日本大震災のときは、国際NGOの人たちがいっぱい入って、大量に支援していったという事実もあるわけです。まさにこういった全体像を見て、発災直後から緊急の人道援助をやる方、発災数日後から数か月後に、どちらかという福祉や教育の支援をやる方、さらに、地域づくりを支えていかれる方もいらっしゃいますので、ぜひ全体を見た設計にしていきたいということになります。

長くなってすみません。

終わりたいと思いますが、6番目は、まさにPDCAを回して、持続可能な災害復旧の世界を実現していただきたい。

現在は高度成長期の枠組みでやっていますので、水道の回復や公営住宅を造るといっても、維持費として自治体負担が出てしまう。人口減少の時代に現場ではどうするのだとなるのですが、こういうときにメニューがないみたいなことは、まさにPDCAを長期で回していない結果だと思います。こういったところも対応いただきたいですし、結果として、被災市町村が災害対応をしなくて済む社会をぜひ実現したいということになります。

例えば一例としては、都道府県で対応しましょうとなったら、ほかの県内の自治体から対応しに行く。もしくは、国でやりましょうとなったら、ほかの県から対応しに行く。こういった体制を今よりももっと強烈につくっていかないと、今だと、慣れない方が司令塔をするみたいな機構になっているわけです。

それだと回らないことになりますので、ここまで何とか関連死をなくすような方向で、また、被災者が被災者を支えるみたいな構造をやめることを防災庁に期待したいと思えます。

以上になります。

ありがとうございました。

○福和主査 どうもありがとうございます。

全体像をまとめていただきました。

基本的には、使えていない力をうまく引き出して使って、総力戦をどうやってやるかというところで、平時からの時間軸での総力戦をしないと駄目だと。それを上手にまとめていただきました。

1点だけ。ハードは、あまり安全率がありません。だから、ソフトだけではなくて、実はハードもぎりぎりなので、それも含めて平時にゆとりを持たせないと多分無理だということ、大事なことかと思っています。

ありがとうございます。

それでは、次は高橋委員、お願いいたします。

○高橋構成員 全社協の高橋です。

私からは、災害対応における官民連携について、災害ボランティアと福祉支援活動を中心にお話ししたいと思います。

スライド2のように、全社協では、能登半島地震におきまして、全国の社協職員、社会福祉法人・福祉施設、関係者の協力を得て、種々の支援を行っております。

スライド3に、これら福祉支援の状況をプロットしておりますが、応急期から復旧・復興期の長期にかけて行われるものと、いずれも平常時における研修・訓練などの支援、人材の育成といった事前の準備が重要となっております。これらについて、順に見ていきたいと思えます。

スライド4のように、災害ボランティアセンターにおきましては、被災者の自立・生活再建を目的に、全国から駆けつけるボランティアを被災者の下につないでいます。

災害ボランティアセンターでは、被災者から直接困り事やニーズを伺うだけではなく、日常的な地域とのつながりを生かして、民生委員や地域住民の協力を得ながら、様々な方法で被災者の困り事を把握し、専門機関につないでいます。

一般ボランティアでは対応できない屋根の上、あるいは床下の作業ニーズにつきましては、栗田さん、あるいは明城さんたちのJVOADの協力を得ながら、技術系のNPOなどにつないでいます。

こうした活動を行う災害ボランティアセンターですが、災害対策基本法、あるいは災害救助法はもちろん、社会福祉法等への記載は全くありません。

スライド5を御覧いただきたいと思えますが、災害ボランティアセンターは、石川県内では12市町で開設されております。

石川県では、ボランティアを事前登録制として、バスで各市町の災害ボランティアセンターに移送しました。

県手配分のボランティアは4万3000人、一方、各市町社協の独自募集分は9万9000人に及んでいます。県による募集と、県社協、市町社協の募集の2つの系統があったことで、多少の混乱があったと聞いています。この辺りに災害ボランティアに係る官民連携のポイントがあるのではないかと思います。災害ボランティア活動は、民間の社協、NPOにお任せいただいて、行政にはボランティアセンターの活動環境の整備など、後方支援をお願いしたいと考えています。

スライド6を御覧いただきたいと思いますが、全社協では、巨大災害発生時に、被災地外からの支援が困難になることを想定し、被災地の社協と地域の関係者が協力して、災害ボランティアセンターを運営する地域協働型災害ボランティアセンターの設置運営を呼びかけて研修を実施しています。

災害ボランティアセンターの運営を担う人材の研修参加者は、地域の関係者やNPO、企業など様々です。

スライド7を御覧いただきたいと思いますが、能登半島地震では、多くの企業に災害ボランティアセンターの運営支援に御協力いただきました。

例えば芸能事務所のアミューズは、継続して2か月間、災害ボランティアセンターの運営支援を行っていただいています。

また、スライド8を御覧いただきたいと思いますが、資料1の16頁にあるように、災害ボランティアセンターの活動に係る費用の一部が、令和2年7月の豪雨災害から、災害救助事務費から支給されるようになったことが示されています。財源確保に苦勞しておりましたのでとてもありがたく、御尽力いただいた国会議員の先生方、あるいは内閣府、そして厚生労働省に改めて感謝申し上げたいと思っています。

ただ、スライド8にあるとおり、社協において委託事業、あるいは補助事業に携わっている職員や、介護を担っている職員が、日中に災害ボランティアセンター業務に従事した場合、その人件費は救助事務費の対象にはなりません。被災地の社協が災害ボランティアセンターを運営する場合、支給される人件費は6時以降の超勤代と休日手当のみということで、日中働いた分の人件費は救助事務費の対象外となっています。

厚生労働省の担当者の方にお聞きしますと、災害ボランティアセンターは、社協の本来業務なので、社協の持ち出しでやればよいと言っております。それでよいかどうか、甚だ疑問であると思っております。

また、被災した介護事業所が閉鎖あるいは休止した場合、その職員が災害ボランティアセンターの業務に従事しても、一旦その職員を解雇して、雇用し直さない限り、支給対象とはなりません。

人材派遣会社を通して雇い上げる派遣職員の人件費も、支給対象外です。

さらに、能登半島地震では、公共交通機関が麻痺しておりましたので、応援に駆けつけ

た社協職員は珠洲、あるいは輪島市などにレンタカーで向かいましたが、その費用は対象外になっており、今、レンタカー代は総額1億円に迫っていると聞いております。

ほかにも、多くの費用がかかるボランティア移送用バス代、軽トラ、災害ボランティアセンターの拠点用プレハブ代など、基盤整備の費用は対象になっておりません。

スライド10を御覧いただきたいと思いますが、災害ボランティアセンターと行政の連携は非常に重要だと考えています。

ただ、本来行政が対応すべき事案を災害ボランティアセンターやNPO等が担っている例もあると考えております。

例えば危険な仮置場での災害ごみの仕分をボランティアに任せるとか、公費解体する家屋の安全性を社協あるいはボランティアの判断に任せる、ほかにも技術系ボランティアに炊き出しを長期間任せることもそれに当たると考えています。

官民連携のためには、リエゾンを配置することが必要です。平成30年の7月豪雨、あるいは令和元年の房総半島台風などの過去の災害でもその例は少なくないと考えています。リエゾンの配置は、行政と災害ボランティアセンターとの間で現状や課題の共有、対応策を検討するための官民連携のポイントの一つと考えています。

スライド11を御覧いただきたいと思います。

ここからは、災害派遣福祉チーム（DWAT）の動きを御紹介しております。

避難所におきまして、DWATは被災者の状況を把握し、地域包括支援センターや介護事業所につなげたり、避難所の環境改善を行っております。

DWATの派遣の課題をスライド12にお示ししています。

初動対応の在り方、あるいはDWAT活動に対する理解、費用などの課題のほか、長期派遣の体制や活動場所の問題、本部の活動費やDWATの移動・宿泊拠点の確保など、今回初めて全国的な派遣がありましたので、様々な課題が噴出したと考えております。

スライド13を御覧いただきたいと思います。

被災地で離職などにより、施設職員が不足したことも発生しております。

スライド13にあるとおり、被災施設への応援職員の派遣を状況をプロットさせていただきました。

施設の応援派遣におきましては、看護職の確保、あるいは派遣期間の長期化、派遣に伴う費用の問題、移動手段や宿泊場所の確保の問題、さらには、これをコーディネートする本部体制の強化などの様々な課題があります。

そして、何よりも被災地の福祉人材を支援する福祉人材を確保するための支援。例えばそこで働く介護職員の住宅の支援、割増し賃金の支払い等が必要であったことが分かっています。

スライド14を御覧いただきたいと思います。

スライド14から、地域支え合いセンターについて御紹介しています。

石川県内の市町の社協では、避難者の孤独・孤立を防ぐため、地域支え合いセンターを

設置し、被災者の見守り・相談支援に当たっています。

地域支え合いセンターは、仮設住宅や自宅等を訪問して相談を受けたり、被災者が出向きやすい場所で相談会を開催するなど、ニーズを発見、把握し、必要な支援につなげていきます。

スライド15を御覧いただきたいと思いますが、能登半島地震では、被害の大きかった輪島市、珠洲市など被災9市町に地域支え合いセンターを置いたほか、広域避難者の支援のため、県南10市町の社協に地域支え合いセンターを設置しています。

災害ケースマネジメントの実施の手引には、災害ケースマネジメントの全体をコントロールするのは行政だと記載されています。

スライドの右方を御覧いただきたいと思いますが、連携・協力機関として示された市町の行政を中心としながら、生活困窮者自立相談支援機関や地域包括支援センターなど公的福祉相談機関、そして福祉や保健、医療、法律や建築などの幅広い関係機関による災害ケースマネジメントの体制構築。多職種連携、多機関協働による取組が求められています。それを補う外部支援の派遣が重要になってくると思っております。

スライド17に飛んでいただきたいと思いますが、能登半島地震におきます災害福祉支援活動の課題をお示しさせていただいています。

この中で下のほう、7番目で「災害ケースマネジメント体制の構築と自立・生活再建に向けた継続的支援の必要性」を挙げさせていただいております。

災害ケースマネジメントは、発災直後の救命救急期、応急救助期、復旧・復興期という長期にわたって被災者情報の共有とその状況に応じた切れ目のない支援もしていく必要があります。

そのためには、平時の福祉施策、生活困窮者の自立支援機関、あるいは地域包括支援センター、重層的支援体制整備事業を活用した災害ケースマネジメント体制の構築と継続的な支援の実施が求められると考えています。

スライド18を御覧いただきたいと思います。

災害時の福祉支援における官民連携のポイントとして「市町村の包括的支援体制を災害時にも機能させる」ことを挙げさせていただきました。

災害時のDWAT、あるいは災害ボランティアセンターの活動、被災高齢者等把握事業や地域支え合いセンターなどとの連携による災害ケースマネジメントの実施には、生活困窮者自立相談支援機関や地域包括支援センター、重層的支援体制整備事業などとの連携が不可欠と考えています。

現在、全国の市町村では、地域住民や地域の関係機関による地域生活課題の解決のための包括的支援体制の整備が進められています。

また、厚生労働省の「地域共生社会の在り方検討会議」では、社会福祉法の改正もにらみ、災害時の被災者支援との連携について検討されております。市町村における包括的支援体制を災害時にも機能させられるよう、社会福祉法に災害時の福祉支援を位置づけると

ともに、福祉の側における事前防災体制の整備、あるいは災害ケースマネジメントを災害時に確実に実施できるよう、地域福祉計画策定ガイドラインに盛り込むなど、そうした準備を進めることをぜひお願いしたいと思っております。

そして、防災庁による平時における事前防災、応急救助期や復旧・復興期における司令塔機能を発揮しつつ、さらには、厚生労働省が所管する平時の福祉支援を災害時にも機能させることが重要であると思っておりますので、そのための防災庁と厚生労働省との連携を期待したいと考えております。

最後のスライド19ですが、全社協が都道府県社協に整備を呼びかけている災害福祉支援センターについて記載させていただきました。

南海トラフ等、巨大災害時には、被災地外から支援に駆けつける全国の福祉関係職員をコーディネートすることが非常に重要になると思っております。

そのために、中央並びに都道府県段階に、災害時の福祉支援を統括する災害福祉支援センターを整備することが官民連携には不可欠と考え、全社協ではこれを進めています。

災害福祉支援センターは、都道府県域における災害福祉支援活動の調整役として、災害ボランティアセンターやDWAT活動の支援、さらには高齢者や障害者、低所得者など、支援が必要な人たちに対する災害ケースマネジメントの実施に向けた調整を展開すると考えています。

災害時の福祉支援を効果的に実施するためには、平時からの取組、事前防災が不可欠です。災害福祉支援センターは、平時において、地域の関係団体や行政などとの関係づくり、あるいは災害ボランティアセンターやDWATの人材育成、BCP、BCMの策定支援、個別避難計画作成の支援を行うものと考えています。

以上、能登半島地震の経験からボランティア、福祉支援について述べさせていただきました。防災庁設置を機に、防災と福祉の連携、官民連携がさらに進むことを希望しております。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございました。

社会福祉協議会の立場から、現状の課題を丁寧にまとめていただきました。

能登ぐらいと言っただけなのですが、能登のレベルの災害でこれだけ大きな課題がたくさんあることは非常に具合が悪いことで、もっと大きな規模のときにどう対応できるかということも含めて検討が必要だと思いますが、皆さん共通のことをおっしゃっていて、平時が重要である、コーディネート力が重要である、人が足りない、人を育成しないと。これはいずれも共通のような気がしますので、そういった視点で頭の中に置いておいていただければと思います。

それでは、最後になりますが、明城委員からよろしく願いいたします。

○明城構成員 ありがとうございます。

JVOADの明城です。

資料2-5になりますので、そちらを御覧いただけたらと思います。

まず、私からは、今日の会議に当たって、4点話題提供の依頼がありました。

これをまず、1枚目の資料で大まかなところを御説明させていただき、次以降の資料で少し詳細をお話しできればと思っております。

1つ目になりますが、政府の防災対策として強化すべき事項ですが、こちらについては、被災者支援の体制整備を充実してほしいと思っております。

「被災者支援」という言葉ですが、例えばいろいろな制度自体はあると思いますが、制度だけのことを指すのではなくて、民間の支援も含めて、既存の制度では救われない状況をどう解消するのか。そうした視点での被災者支援の体制が求められていると思っております。逆に言えば、これまでの災害は、委員の皆さんも言われましたが、救われない状況が散見されるような状況が繰り返されているとも言えるかと思っております。

2つ目ですが、防災庁に求める機能として、地域、分野、時間ということで挙げておりますが、それぞれでの官民の連携体制、支援体制をつくっていく。

地域については、国、都道府県域、市町村を含めた都道府県域ごとの官民の体制が必要になってきますし、冒頭に阪本委員から、国連のクラスターシステムの話もありましたが、分野ごと、さらには分野横断的な体制も必要になってきます。

さらには、時間というところでは、発災直後、緊急期、復旧期だけではなくて、復興期にわたっても官民が連携した体制が必要になってくると思っております。

3つ目ですが、民間災害支援人材の育成及び活動環境整備についてですが、こちらについては「ボランティア」という言葉が今日も何回も出てきておりますが、ここの解像度を上げて、それぞれに対策を打っていく必要があると思っております。

さらには、公的な領域を担う団体へのサポート、さらには、その調整役である災害中間支援組織への支援が求められていると思っております。

4ポツについては「民間災害支援人材と行政との役割分担、平時の準備及び発災時の連携の在り方」ですが、こちらについては、分野ごとに目指す姿を作成し、共有認識を官民で設定することが重要だと思っております。

ここの認識がずれていることによって連携が取れない、もしくは役割分担の議論が進まないことにもなっていると思っておりますので、ここの共通認識を設定し、役割分担、担い手育成の議論を進めることが大事だと思っております。

次のスライドから少し詳細を説明できたらと思います。

こちらについては、第1回目のアドバイザー会議で示された資料になります。

この資料では、7ポツに「災害ボランティアの育成・強化」というような書き方になっております。

この書き方だと、どうしてもこの中に専門性を持った団体、特に災害支援を何回も経験したりしているある意味プロと呼べるような団体がいてというようなことが非常に分かりにくくなってしまっていることが1点と、もう一つ、そうした団体、NPOなどが支援する

領域は、この図で言うと、右側の「発災時の対応」で応急期の対応とか復旧・復興期の対応と、中長期にわたって民間の支援が行われていること。こうした認識をしっかりと持っていただく必要があると思っています。

次をお願いします。

同じく、1回目で示された資料ですが、事態対処の大枠というところで、1～10までの対処の内容が示されていますが、こうした領域においても、ボランティア、NPOなどの支援が多岐にわたって行われている。

先ほども委員から、行政だけで行うのではなくというお話がありましたが、特に3～10番目の支援の内容については、民間でも行われていて、それぞれの領域における議論がまだまだ足りていない状況かと思っております。

次をお願いします。

こちらのスライドは「ボランティア」という言葉の解像度を上げるような形で書いています。

横軸に災害の専門・非専門という軸、縦軸に「個人」と「組織」と表しておりますが、右下は組織。これは主にNPOを意識して作っておりますが、軸足を災害支援に置いている団体があって、そうしたところが緊急の対処も行えば、団体によっては避難所、食事、家屋の技術的な支援、子供の支援以外にも、ペット支援とか外国人支援、なりわい、コミュニティー支援など、いろいろな領域において専門性、経験を持った団体、いろいろなアイデアを持った団体があります。

一方で、NPOと一くくりにしても、軸足を非災害、災害以外に軸足を置いていて、災害が起きたら支援を行う、もしくは災害が起きたら支援をやりたいけれども、どうしたらいいかわからないというような団体が多数あるのも事実だと思っています。

ですので「個人」と「組織」という分け方に加えて、NPOの中においても、軸足を災害に置いて経験の豊富なところと、裾野をどうやって広げていくかというようなところを意識して対応を行う必要があると思っています。

次をお願いします。

こちらは災害時のイメージですが、防災基本計画の中にも書かれている情報共有の会議とか、そういったところは、下のNPOなど、災害の経験のあるところ、新たに災害時に参画するようなどころも含めて情報共有をしながら進めているのが災害時の現状かと思っております。ですので、当然、こうした団体間においても、レベル感が様々なところと一緒に入って進めている。

さらには、ここに災害ボランティアセンターや行政とのつなぎ役となっているのが災害中間支援組織ということで、この調整役の役割もこうした位置づけになっております。

右側の黄色の枠で囲った専門性を持ったところが避難所の運営を行政から任されて行っていたり、先ほど事例があった被災高齢者等把握事業の在宅の調査を行ったり、さらには堆積土砂排除事業など、被災家屋からの土砂撤去に絡んで、行政の制度との連携を図って

いるような事例なども見られるところになります。

次をお願いします。

こちらは同じ図の平常時なのですが、先ほどからいろいろなテーマごとに官民での連携体制は平時から必要というお話がありましたが、こうした経験値のある団体をぜひ平時からのいろいろな議論に加えていただきたい。制度設計もそうですし、官民の連携体制図をどうつくっていくか、これまでの災害で何が課題だったのかというところの議論にこうした団体をぜひ含めておくことで、いろいろなアイデア、新しい知見なども加えられると思っております。

次をお願いします。

そうした団体とうまく平時からの体制で一緒にやっていくことによって、例えばですが、分野ごとに支援で目指す姿を一緒につくっていくのではないかと思います。

避難所の生活水準はどこをデフォルトにしていくのかということもそうですし、先ほどからお話のある食事については、温かくて栄養バランスの取れた食事をいつまで提供するのかというようなゴール設定とか、このようなそれぞれの目的、共通認識をしっかりとつくるのが非常に大事だと思いますし、その場に専門的な知見を持った団体、経験のあるところを入れるところが重要かと思っています。

次をお願いします。

黄色いところは、先ほどの図を少しアップにしたものになりますが、分野ごとの支援策の検討を右側に書いております。

一方で、ここだけでは、数的には全然足りないのです。

例えば南海トラフ等、巨大地震を想定した場合には、こうした専門的なスキルを持った団体は、全国でせいぜい数十団体というのが現状。それぐらいしかいないところがありますので、こうしたところをいかに増やしていくか。

左側の軸足をNPOに置いていない領域の方に対しても、どうやって裾野を広げて、スキルアップをして、専門的な領域、支援ができるところを増やしていくかということが非常に重要になってきます。

平時からその推進役になるのが、災害中間支援組織として貢献できる部分だと思っています。ですので、災害中間支援組織自体を平時から運営のサポートとか、支えていくことが必要だと思っております。

次のスライドをお願いします。

最後になりますが、スフィア基準にあるようなあらゆる手段を尽くすような状況になっているかというところ、日本の災害対応は、まだまだあらゆる手段を尽くせるような状況になっていない。繰り返し同じようなことが起きてしまっている状況だと思っています。

できることを共有するだけでは解決しないということで、これまでの課題を踏まえて、しっかりと支援で目指す姿を認識して、役割分担、さらにはその役割分担の議論の後に、人材育成の議論につなげていくようなことが大事だと思っています。

それ以降の資料については、防災庁の設置準備に関して、非常に多くのNPOの仲間も関心を寄せているところになります。

災害中間支援組織は、今、全国に23あります。

それ以外にも、各県のNPOの支援センターなどから、今回の会議に当たって、いろいろな御意見をいただいておりますので、資料としてつけさせていただきます。全部御紹介できないので、資料として御覧いただけたらと思います。

以上になります。

○福和主査 どうもありがとうございました。

JVOADとして、とにかくこういった仕組みができたところで、随分進化はしたと思いますが、一方で、明城さんや栗田さん、ごく少数で運営されていることもあって、全体をコーディネートするには圧倒的に人数が足りないの、そういったことも含めてどうしていくべきか、議論する必要があるかと思います。

それでは、皆様から非常に貴重な御意見をいただきましたので、ここからはディスカッションの時間にさせていただきたいと思います。

その前に、今日御欠席の坂委員から意見書を提出いただいておりますので、皆さんの机上にあると思いますから、事務局から御紹介させていただきたいと思います。

○吉田（和）参事官 坂委員からは「避難所設営・運営の人材育成について」ということで、最後にクリップ留めの1枚紙の資料を提出いただいております。

内容につきましては、避難所設営・運営に関しましては、被災者である被災地自治体職員による対応には無理があって、質・量も不確実な無償ボランティアにサポートを期待するべきではない。

そのため、避難所の設営・運営については、きちんと訓練されたセミプロ人材が行うべきであるということ。

このためには、セミプロ人材を日常的に教育・訓練することが重要でありまして、例えば本業をやりながら、有給での人材育成の研修へ参加するとか、災害時には、日当を払って避難所の設営・運営に当たらせると。

こういったことがございまして、イタリアのシステムが参考になるのではないかとというような御意見をいただいております。

御紹介は以上になります。

○福和主査 どうもありがとうございます。

坂委員からの御意見も、今まで御発表いただいたことと共通することが多いかと思えます。

それでは、議論を始めてまいりたいと思いますが、まずは、今持てる力をどうやって結集するかという話と、どれだけ結集しても足りないかもしれないところもあって、足りないのだったら、圧倒的に被害を減らすことにいかないといけないのかということも出てきますから、どの程度の質で、どのぐらいのボリュームで対応できるかを頭に置きながら議

論いただければと思います。

御自由に発言いただければ。

河田委員。

○河田構成員 まず、発言に間違いがありますので、そのことを指摘しておきます。

阪本さんの発表の6ページの「官民連携による栄養支援（トルコ赤新月社）」ですが、実は、1999年にトルコの地震があったときに、私はトルコへ調査に6回行っているのです。

まず、行ったときにびっくりしたのは、学校の壁に「神戸になりたい」という文字が書かれていたのです。

なぜかといいますと、トルコは、地震が起こって、被害が出ても、避難所がないのです。ですから、自分の家の前でテントを張るしかない。

こういうときに、食事をどうするか。要するに、日本のように避難所があるわけではないですから、提供できないわけです。

ですから、キッチンカーを連れてきて、被災者は、決まった時間にそこにずらっと並ぶ。これもそんなにたくさんキッチンカーはないものですから、数百メートル並ぶことが起きているのです。

ですから、何を言いたいかといいますと、現状を指摘するだけではまずい。前からどうなっているかということ指摘していただかないと、何か日本が遅れているような。

例えば今、政府は、補正予算で各都道府県にキッチンカーを買う予算をつけたのですが、今発注しても、入るのは3年先。

それから、一体、そんなものを県に持ってきて、誰が維持するのだとか、どう活用するのかというのは本当に難しい。ですから、お金で解決できる問題とできない問題があるところがなかなか理解されていない。

ですから、例えば子ども食堂などもそうなのですが、何で子ども食堂ができたかということ考えないと、どんどん充実させなければいけないということになってしまうので、要するに、そここのところは物事の基本をきちんと理解しないと、現状はどうだから、どうだという議論をやってしまうと、どんどん問題が発展形になってしまっていて、解決できないということなのです。

ですから、そこは現場経験が非常に大事ですので、報告書を見ただけでは、多分、そんなことは分からないのです。

ですから、これは一例ですが、現状はこうだから、こうあるべきだと言うのではなくて、現状が何でそんなことになっているかということ議論していただかないと、やることがどんどん増えて、お金が足りないということになっているわけで、そここのところは考えていただきたいと思います。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。

○阪本構成員 補足しましょうか。

トルコの場合は、1999年の地震で対応できなかった経験があるので、2009年に省庁の体制を見直して、先ほど御紹介いただいたAFADという組織をつくとともに、その中での災害対応を機能別にやるということで、栄養という分野を新たに設けました。

ただ、それも行政だけでは厳しいということで、赤新月社とタイアップしてやる仕組みができたおかげで、2023年の災害対応はうまくいったように思います。

一方、宇和島市の子ども食堂の事例は、自主開設された避難所からの支援の仕組みだったのですが、それを子ども食堂に転用した事例なのですが、日本全国で今、たくさん子ども食堂があるという社会的な問題はありまして、それに対応しなければならないという問題もあります。

ただ、そういう仕組みが既にできているところなので、そういう既存の仕組みを災害時にも利用するフェーズフリーな取組としても運用できるのではないかと思います。

○福和主査 ありがとうございます。

さて、全体として、この国でできることの限界の中で、どういう最適解を見つけていくかという視点は頭の中に入れておかないと、何もかもすることは難しいので、優先的にまずは検討しないといけないことも含めて御議論いただきたいと思います。

今、廣井委員から意見ありと連絡を受けましたので、廣井委員、御発言いただけますか。

○廣井構成員 聞こえておりますでしょうか。

○福和主査 はい。聞こえています。

○廣井構成員 御発表ありがとうございます。

私も、福和先生がおっしゃるように、議論の方向性としては、まずは対象とする災害種別というか、種類をきちんと絞り込むことが多分とても重要だと思うのです。

例えば人命損失100人規模の小中規模の災害と巨大災害は、捉えるべき内容も、考え方も全く違うわけで、中でも防災庁がこれから検討するのは、あらゆる手段がどう頑張っても尽くせない巨大災害を特に考えるべきではないかと個人的には考えます。

なので、こういう災害はここまでしかできないというシビルミニマムをきちんと設定しないと無理なので、私は、事前防災は重要だと思うのですが、小中規模災害をきちんと復習することは重要なのですが、全然位相の違う現象とか問題が巨大災害では発生するわけです。なので、小中規模災害に引きずられ過ぎないことも恐らく重要ではないかと考えます。

多分、巨大災害の発生条件は、激甚な外力が発生するか、大都市での災害、あるいは複合災害というところだと思うのですが、今までの仕組みでは、これらの解決の糸口を見つけることが十分にはできていなかったわけです。ボトルネックすら現状では分かっていない。この点をそれぞれ腰を据えて解決するというスタンスがとても重要。こういう議論の方向性が必要なのだと思います。

南海トラフと同じく、主体の全体像をきちんと把握することと、中長期的なロードマップが恐らく必要だと思います。

このためには、皆さんおっしゃるように、人材育成も重要ですし、巨大災害は何もかも行政でできるわけではないことを宣言することも多分必要ですし、フェーズフリーはともいい概念だと思うのですが、全てをフェーズフリーというのは限界があるのです。

なので、余裕や冗長性とか、さっき菅野さんがおっしゃった安全率といった概念に近いと思うのですが、それをしっかりと準備しておくことの国民への理解みたいなものが恐らく最重要で、この余裕は、多分、今はまだましなのです。今後、効率化がDXとかで進めば進むほど、技術が高度化すれば進むほど、こういう余裕、冗長性は無駄と解釈されてしまって、コストカットされてしまう。

要するに、どうしてもこういう経済的な合理性だけで物事が判断される社会の中で、災害時に社会のボトルネックとして顕在化してしまう部分だけは、最低限、平時から定常的に対策する、お金をつけることもできる組織にぜひなってほしいと私は思うのです。

なので、留意すべき点としては、細かい技術論だったら、別に今までの仕組みでもできるわけですね。

でも、そうではなくて、防災庁ならではの庁としての思想や使命とか、根本としての考え方をきちんと明確に打ち出すこと、そして、それを職員の方にきちんと植え付けて、国民に伝えてもらう。これが一番大事なのではないかと私は思いました。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございます。

まずは、大きな方向性を共通認識にしておきたいと思います。

今、廣井委員がおっしゃったとおりだと思いますので、できるだけ細かいところに行き過ぎずに、これからの大きな方向性を見誤らないように議論を展開していきたいと思えます。

ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょう。

石井委員、お願いします。

○石井構成員 栗田委員に質問なのですが、JVOADに登録されている方は何人ぐらいいらっしゃるのか、教えていただいてもよろしいですか。

○明城構成員 会員はすごく少ないのです。30幾つとか。

○石井構成員 そうなのですね。

○明城構成員 はい。

○栗田構成員 ネットワーク・オブ・ネットワークの意味もあるので、例えば日本JCさんとか全社協さんなども入っていただいています。

だから、単体で入ってくるというよりは、大きな枠組みの中でJVOADは構成されています。

○石井構成員 では、実働部隊としては、何人ぐらい。

○栗田構成員 実働部隊は5～6人しかいないのです。

○石井構成員 そうなのですね。

○明城構成員 事務局はです。

○福和主査 何よりも問題はそこなのです。

ですから、コーディネートをする機関ですが、その人員が、栗田さんを入れて5～6人。

○栗田構成員 そうです。

○福和主査 栗田さんは、名古屋にも居てくれないといけません。専任ではないから、実質は物すごく力不足なのです。

だから、ここを增強しない限り、人材育成もできないのです。パンクしてしまっているのです。

きっとそれは、ずっと大きいけれども、社協もすごく大きいわけではない。

全社協は何人ぐらいですか。

○高橋構成員 全社協は、職員だけで100人ちょっと。

120人ですが、地域福祉部というか、災害に関わるのは5人ぐらいです。

○福和主査 分かりますか。

そういう人数で平時の対応をしているので、菅野さんがおっしゃったように、平時の力を増しておかないと無理で、平時にある程度ゆとりを持つような組織がないのです。

石井委員、こういう話を聞くとびっくりされますね。

○石井構成員 びっくりしました。

DMATが例示されていたので、御紹介しておきますが、日本全国で今、1万7600人ぐらい登録者がいます。

東日本のときには380隊派遣されていて、能登半島は1,139隊派遣されています。

これ掛ける4人ということになるのですが、それに対して、DWATは1,700チームしかなくて、これはまさに平時の社会のありようですね。介護福祉関係者の人材不足、低賃金といったことがあって、正直、ボランティアなどをしている余裕がないというのも現実です。この辺は、少し平時の社会の在り方と関連させて議論する必要があると思いました。

○福和主査 おっしゃるとおりだと思います。

だから、ほとんどが平時に課題があるので、平時の体制をどう整えていくか。菅野委員の御指摘は、そういう御意見だったと思います。

今日、不思議にあまり登場しないのが、日赤なのです。日赤は組織としてはずっと大きいので、こういったところも仲間にうまく引き入れてこないといけない事柄だとも感じています。

我々が持っている力は、まだここに登場していないところはたくさんあるので、そこをうまく組み入れていく仕組みが必要だと思います。

○石井構成員 ちなみに、日赤の医療救護員は、日本全国で約9,000人です。

○福和主査 それなりにいるのですね。

○石井構成員 はい。

ただ、日赤は違う組織もあるので、医療としては9,000人ぐらいです。

○福和主査 医療ですね。

医療以外にもたくさんいるので、本来、医療以外の仕事も多くあったはずだから。

○石井構成員 そうですね。

○菅野構成員 1つだけ。

今日の日赤さんのところのコメントで、日本の赤十字さんは、海外と見比べると、医療に特化し過ぎている点でかなり特殊な形をしています。通常はもう少しボランティアなというか、NPO的な世界で動かれるのがほとんど諸外国のパターンだと思います。なので、一緒に議論していいところと駄目なところがあると思うのです。そこだけ補足させていただきます。

○福和主査 除いてしゃべらないほうがいいと思っていて、そこは上手に、海外と似たようなことをやってもらうこともありなので、少しそういうことも視野に入れておいたほうがいいのかと思います。

そのほかにいかがでしょうか。

○矢守構成員 よろしいですか。

○福和主査 矢守委員、お願いします。

○矢守構成員 ありがとうございます。勉強になりました。

廣井さんがさっきおっしゃったことは、私も非常に重要だと思いました。防災庁のベースに置かれるべき哲学を見定めることがまず一番大事ではないかという御意見だったと思います。

そういったラインの意見になるかどうか、自信はないのですが、今日、私は5名の皆さんの御報告をお聞きしていて、一番感じたことは次のことです。既に福和先生がおまとめになっていますが、今日の議事は「災害対応における官民連携について」という議事です。これを考えるためには、災害対応における官民連携に資する日常時の官民連携について考えねばならないというのが皆さんのお考えのベースにあったような気がします。

それを少し言い換えますと、言葉遣いが適切かどうかは分かりませんが、何度か登場した、前回の議事録にも登場する「フェーズフリー」という言葉が大事になります。特に、何よりも防災庁そのもののフェーズフリーについて考えるべきだという方向性が共通していたような気がいたします。

せっかくしゃべり出したので、あと2つだけ。

その意味を少し具体例を通して述べてみます。菅野さんとか高橋さんが特に強調されていたことだと思いますが、災害ケースマネジメントや個別避難計画の一番の特徴は、災害時要支援者、あるいは避難行動要支援者は、そうである以前に、日常生活要支援者であることが99%だという認識に立っていることです。だから、日常時と災害時をリンクするべく、この分野はこの数年、災害対応における官民連携に資する日常時の官民連携を推進するという意味で努力されてきたものと思っています。

もう一個だけ発言して終わります。これは和歌山県のある小さな自治体のまだ小さな試みなのですが、業界用語では退蔵品と言うらしいのですが、空き家、あるいは独り暮らしのお宅に死蔵されているようなものを、ごみ出しをすると同時に、災害廃棄物として分別する訓練に供出するという試みです。この試みが一石何鳥にもなっていることは多分お分かりいただけると思います。私は文系なので、言葉を発明するしか能がないので、これを「後片づけ」ではなくて「先片づけ」と呼ぶことにしました。その心は、やはり、災害対応における官民連携であり、かつ、日常時と災害時のリンクです。

災害廃棄物対応にも非常にたくさんの官民連携が求められて、いろいろな省庁が関連しないといけないし、業者さんも関わらなくてはいけないし、住民、コミュニティーの協力も必要です。

こうした連携協力は、リエゾン、司令塔、連携、コーディネート機能を担おうとする人、あるいは機関が、ふだんそういうことをせずして、いきなり災害時にそれを実現することは絶対にできない。このことは、この50年間というか、1世紀以上にわたって業界で常々言われてきたことで、防災庁そのものにも通じると思います。例えば今のような和歌山県のある市町村がされた取組は、省庁的に言うと、環境省や国交省とか、いろいろなところが関わりを持っているので、そういったことをコーディネートしてふだんからやっておくことが、それこそいざというときの災害廃棄物処理につながる。日常時と災害時を超えた官民連携、府省庁連携の旗振り役を防災庁は果たすべし、このことがわかるサンプルをもう一つ御紹介しました。

以上です。

ありがとうございました。

○福和主査 どうもありがとうございます。

「先片づけ」というキーワードが出てきました。

ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

片田委員、お願いします。

○片田構成員 様々な大きな災害があったときに、困った事例、現状、先ほど河田先生がおっしゃったような問題は噴出するわけです。

それに対する対処を議論するということで、対策の強化という方向での議論がなされているわけなのですが、巨大災害が起こった場合、完全な対応ができない状況の中で、それでも何とかしようとするような議論には、限界があるような気がするのです。

先ほど来、官民連携とか、キーワードとして「ふだん」とか「日常」「フェーズフリー」とかいろいろと出てくるわけなのですが、地域地域のリソースが十分に災害対応できていないというか、災害を念頭に置かれていない。

だから、例えば福祉関係でも、全国の組織を使ってどうのこうのではなくて、地域の現状ある福祉施設が、災害時の対応としてどうできるのかということであり、流通業界でも、

地域地域のものが全国にどれだけあって、それをどう持っていくというような話ではなくて、まずは地域の流通の中でどれだけ対応できるのかと。このまま全国的な対応の仕組みとして議論していくと、そこに依存していくような気がするのです。

もう少し地域地域のリソースをどう活用するのかということと、非常に重要なのは、お助けするような、支援するようなことばかり考えているのですが、そういう人たちも被災する可能性があって、どこか被災したらみんなで助けるのではなくて、自分が被災するという状況の中で、自分たちの地域で何ができるのか、対応できない部分は外部から持ってくるといような立てつけにしていけないと。

全部仕組みとして支援するという方向性ではなくて、自分たちの地域でいざというときに、現状のリソースをどう活用し、どう動いていくのか。ふだんからそれぞれの地域地域、組織で被災時の対応を考えることをもう少し加速しておかないと、支援する話ばかりになっているのが非常に気になることです。

○福和主査 ありがとうございます。

今回、たまたまボランティア的なNPOの話から始まったので、何となくそういう色合いが出てしまいがちなのですが、基本は、あらゆる人が災害を乗り越える努力をしてくれない限り、もともと無理なので、今、片田委員がおっしゃったことは何よりも重要であるということは共通認識として持っていないといけなくて、まずは個が頑張らないといけなし、駄目であれば近所で頑張り、その次は地区で頑張りという階層性を持って、それぞれのところで頑張った上で、足りないところは助け合うけれども、全体としての力にも限りがあるので、我々の国が持っているリソースはどのぐらいで、そのリソースを増やすべきなのか、それともリソースが足りないのだから、もっと被害を減らす努力をしないといけなのか。

そういう根本的な議論を防災庁としてはしないといけなのではないかと私は個人的に思っていて、苦しいけれども、どこかでトリアージするしかなくて、全部できないわけで、破綻しないようにするためには、言いにくいけれども、優先順位はどこかで決めて、トリアージせざるを得ないことも視野に入れてやる。

それがDMATの人たちの基本のような気がするので、そこに学びながら、これからこの国が破綻しないようにするための仕組みを皆さんと議論したいと思っています。

どう考えても、これから人口が減って、高齢化するので、今よりも社会環境としては厳しくなるから、その中でも何とか頑張っって次につなげるという感じだと思っています。

そういう観点で、こういうことに期待するとか、言っていただけるといいかと思うのですが、いかがでしょう。

○石井構成員 いいですか。

○福和主査 石井委員、お願いします。

○石井構成員 もちろん、自助も必要なのはよく分かるのです。日本に公助がないわけでもないです。

だけれども、これがシステムチックに動いていないのが大きな課題なわけです。

なので、コーディネーションとか、縦割りにならないように、システムをきちんと整備する、市区町村、都道府県、国とばらばらにならないようにするのは非常に大事。

だけれども、最終的に私たちの人権を守る義務は政府にあるわけで、そのこの枠組み、防災庁の理念として何を指すのかということとはとても大事です。

ただ、その上で、国としても限界はあるので、この辺りはちゃんと一人一人が防災対応をしないといけないですねというところとバランスよく話を展開したほうがいいと感じました。

○福和主査 だから、持てる力はみんなで出し合わないといけないし、できる限りそれを上手にやっていくことと、被害を少しでも事前に減らす努力をみんなでする。

ただ、今日あまり議論で出ないのは、企業の話が出なくて、企業にもっとこんなことをしてもらわないといけないし、国民の一員なので、力も平時に持っているの、企業の力をどう引き出すかということもぜひ皆さんにコメントいただけるといいかと思っています。

山本委員。

○山本構成員 私も同じことを思っています、例えば能登のときに、先ほど内閣府の事務局から御説明いただいた民間団体との協力という話があるわけですが、例えば物資の配送に関して、僕が仄聞したところだと、例えば物流業界にお願いするわけですが、あまり具体的な社名を出すと差し障りがあると思うので、あれなのですが、いわゆる僕らがイメージしているような例えば宅配業界みたいなところと、業界の人に聞くと、倉庫の専門の人は全く違う世界なのだとおっしゃるわけです。

そうすると、例えば物資が大きなところに集められたときに、結局、宅配業界の方がやると、正直に言って、そんなに上手ではないのです。

ところが、今の状態だと、結構持ち回りで順番にやっていくことになってしまうので、倉庫業者が入った瞬間に効率が10倍ぐらいになって、人手もすごく少なくなって、スピードアップできると。そこから宅配のところとやっていくみたいな話がうまくできていないことがあるようなのです。

そのときに何が重要かと考えると、菅野先生、ほかの皆さんがおっしゃってくださっていましたが、コーディネート機能といったときに、例えば物流業界に丸投げしてしまうだけでは駄目なのだろうと思います。

そこは政府サイドで、もちろん物流業界を所管されている国土交通省や経済産業省、その他の官僚の皆様がいらっしゃると思いますので、そういったところの方々が、先ほどの議論にもありましたが、目標はどこにあるのかということを確認にする、目標を確認するには、全体像が描かれないと、今、物流がどういう状況になっているかということが分からないと、そのコーディネートはできないのだろうと思います。そこは官の役割であろうと思いますので、防災庁は、例えば物流一つ取っても、そういった全体像を見せてい

く。

また自分のときに言おうかなと思いますが、僕らの分野で言いますと、例えば薬の話とか輸血の話のときに、米国が一番いいかどうかは別として、国家備蓄みたいな話が出てきます。米や油の話がよく出てきますが、それと同様に、国としてのナショナルミニマムみたいなもの、国としてのBCPはどこにあるのだ、BMPはどこにあるのだというところで企業を巻き込んでいく全体像を見せないと、なかなか企業の参加は得られないのかなと考えております。

○福和主査 ありがとうございます。

役所側の目利き力があると、コーディネート力が上がるのですね。

コーディネーターは、単に誰でもできるわけではなくて、どういう人はどういう力を持っているかということを平時にすごくよく分かっている人がいないと、上手なコーディネートはできないので、山本委員のように、診療科の目利きができるから救命救急されているので、結局、同じようなことですね。

そういう力を育むとともに、参加する人員も増やさないといけないから、2種類の防災人材が要るのでしょうか。

ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょう。

○鈴木構成員 よろしいですか。

○福和主査 鈴木委員、お願いします。

○鈴木構成員 ジャーナリストの鈴木哲夫でございます。

第1回目は参加できませんすみません。大変勉強になりました。

今日皆さんが発表されたものは、私に言わせると、どれも全部記事になると思います。

私の立場は、本当は最初に出ていってくださいと言われて、一緒に出ていかなければいけないのですが、なぜ私がここにいるかというのは、現場経験からということで、きっと何かしゃべれということで僕は加えていただいたのだと思うのです。

まず、今日のタイトルの「官民連携」という言い方にも、いつの話ですかと私は言いたい。むしろ「民主導の防災対策」が表紙になってもいいぐらいだと僕は思うのです。

現場に行けば行くほど、現場の公務員の方は本当に大変です。だけれども、結局、人数も含めてそうですが、本来自分がやれることなどはやれないのです。

だから、そういう意味で、そこをカバーしているのは民間の人間であったり、ボランティアである。阪神は、いろいろな問題のきっかけになった地震だと思うのです。それ以降、現場に行っても、常にそうです。

だから、私は「官民連携」という表現ではなくて、いわゆる「民主導の防災」というようなタイトルを打ってもいいのかなという気がしました。

それから、今日、皆さんの話を聞いていて、本当に現場で経験された、体験された現場でやってこられた、まさにリアルな話が全部あって、それに基づいていろいろな提案があ

る。

ある種各論と言うのも変だけれども、私の取材の信念としては「10人の被災者がいたら、10通りの被害がある」というのが私の考え方です。だから、必ず全部同じで、一くくりにして、こういう被害ですよと言えない。一人一人が違う。それを皆さんが実際に現場で接して、今日これを提言されていると思うのです。だから、はっきり言いますが、極端に言うと、全部考えなくてはいけないと僕は思います。

それと、もう一つ議論がどうなのかなと思うのは、それは恐らく防災対策だと思うのです。

我々は、一方で、防災庁は一体何をやるどころかというのを考えなくてはいけない。そうすると、果たしてこういうものに横串を刺していくような権限が防災庁にあるのかどうか。

それから、法整備です。これは皆さんおっしゃっていたけれども、法律的な整備ができるのかどうか。

これは今までの何とか担当大臣ではありませんが、各省庁の調整役などをやっていたら、絶対に進まないと思うのです。かといって、各省庁の予算とか何かを全部防災庁に一まとめにできない。

そういう中で、防災庁の権限とか、僕は、実は背景に総理大臣がいると思うけれども、そういうものとの防災庁の権限の中で、皆さんがおっしゃっていることにどう取り組むのかという防災庁の立てつけと法整備です。この辺をやらなければいけない。

だから、防災対策、極端に言えば、今発表されたことは、もしかしたら現体制の中でもできるかもしれないわけですね。

でも、あえて防災庁をつくるということは、そこに権限を持たせて、こういうものでリードできるという権限を、法的なものも含めて考えていかなければいけない。だから、僕は、これを2ラインにちゃんと分けて議論していいのかなという気がします。

○福和主査 ありがとうございます。

防災庁としてどういう力を持つか「権限」という言葉になるのかもしれませんが、他の省庁に対する勧告権とか、そういったことをどう位置づけるかということだと思います。

ここは我々が議論していくことなのか、それとも、政治で議論すべきことなのか、微妙かなと思いつつも、今のようなことで御意見が賜れる場合には、賜っていく形かなと思っております。

ありがとうございます。

大分時間が。

では、先に喜連川先生で、加藤先生の順番でいいですか。

○喜連川構成員 今日の表題は、御意見が逆さまであれなのですが、昔は「産官学」と言ったのです。

でも、ここは「産」と「官」しか入れてもらえていなくて、この中には結構「学」の方

もおられるのですが、これほど「学」の存在感が薄くなってきたのかなと、非常にじくじたる思いがあると思います。

先ほど福和座長がおっしゃったこと、あるいは皆さんがおっしゃったことは、日本の中の資源をどう利用するかといったときに、国立大学は全県にあるわけです。これほど地元で密着しているものは本来ないはずなのです。

高専は、ちょうど県庁所在地のちょっと横にある。

ですから、こういう「学」の持っている知恵は、あまり意識をお持ちいただいていないのかもしれませんが、そんなことはなくて、私立大学でも、福祉を専門にされているような学生さんは、赤澤大臣は御存じのように、コロナのときはすごく活躍してくださっている方はいっぱいいるわけで、何でそういうものが全然出てこないのかというのは、極めてアピールが少ないのか、非常にコミュニケーション力が低いのかもかもしれませんが、そんな気がするというのが1点であります。

それから、防災は、誰も悪気はなくて、みんな一生懸命にやろうとしてきているのです。

ですが、うちのスタッフに能登に行ってもらったり、今日、委員で出ておられないのですが、江口さんなどと話すとき、3.11と比べて何が進歩していますかと質問したときに、江口委員がおっしゃるのは、ほとんど変わっていないというような言い方をされます。

ですが、今日聞いていますと、いろいろな組織がどんどんうまくオーガナイズされているようなことをすごく勉強させていただいたのですが、私は、多分、その全体像を整理するのが防災庁の一番大きな役割ではないかと。

時系列のお話を何人かの先生が御指摘になったと思うのですが、私が赤澤先生から御依頼いただいたデジタル防災の中で、過去から今までにわたって、どれぐらいの情報をちゃんと民の空間、つまり、電気とかなんとかは、昔はそんな情報を取れなかったわけです。それがどれだけ取れてきたかというのは、時系列上、我々は努力してきているのだと。

内閣府防災は、ぼうっとしていたわけではなくて、そういうものは褒めてあげなくてはいけないのです。学生も、褒めてあげないと、賢くならないのです。

だから、私としては、褒めるところは一体どこなのかという整理が非常に希薄なのではないかと思しますので、ぜひ発展の系譜を一度きっちりまとめていただいて、その上で何が抜けていて、この抜けているものが巨大な災害では難しいのだというようなことをまとめるのが防災庁に強く期待されることではないかと思いました。

ひがんでいる大学、研究組織は、4ページ目の中では一番端っこなのに、取ってつけたように入っている組織を代弁したいと思います。

以上でございます。

○福和主査 ありがとうございます。

謙虚な大学人の雰囲気が出ているのかもしれませんが、おっしゃるとおり、どこかで大学がぐっと前に出てくるはずで、人材育成に関しても、これを実施するときの研究開発に関しても、各地域で活躍していただかないといけないので、それはおっしゃるとおりだと

思っています。

それから、内閣府防災は、最初にとっても褒められていて、こんなに少ない人数でここまでよく頑張っているというのは前提とした上で、これでは全然無理だから、もっとちゃんと整備しましょうということなので、決して内閣府防災は叱られていないと思います。

ということで、加藤委員、お願いします。

○加藤構成員 今日、皆さんのお話を聞いて、いい勉強になりました。

それから「学」に関して「学」も非常に重要な戦力なのですが、中には結構迷惑な「学」もいるのは、一方では事実であるということです。

今日のタイトルの「官民連携」は、要は、社会の全ての領域、フェーズで社会の力を結集して、最大化するのだというテーマだと思っています。

その上で、3つポイントがあると思っています、1つ目は、社会の時代の変化にきちんと対応すべしと。

これまで先ほども喜連川先生からあまり東日本と変わっていないという話があったのですが、これまでの災害対応を見ると、制度とか仕組みに、あるいは法律に不備があったとしても、現場で何とか乗り越えてしまうのです。乗り越えた結果、次の災害までにまた元に戻る。喉元過ぎれば、また元に戻ってしまう。だから、もうそろそろ過去の時代と決別すべきことかなと。

なので、防災庁をつくる機会に、ちょうどいいので、一回過去の時代を振り返って、何が今の時代とずれているのか、抜本的な見直しをしていくのだろうと。これが1点目です。

2点目は、今日のお話は、大半は能登半島というか、大災害に至らない手前の災害における問題なのです。この構造的な問題を皆さん指摘されたのかなという気がしました。

今の防災計画のつくりでいくと、基本、行政が素人対応をしなければいけない。

そして、リソース不足に対して、目を背けざるを得ないというか、直視できないという構造があって、結果として大災害に至らなくても、著しいリソース不足になっているのだと。それを改善していくことが必要だと。

そのときに、まだ使っていない社会の資源は山ほどあると僕は思うのです。

いろいろな先生が指摘されていましたが、専門性のあるNPOとか、企業に関しても、企業は参画していますが、本業のその企業の能力、スキルが活かせるような大活躍は、まださほどしていない感じなのです。菅野先生も餅は餅屋という話をしていましたが、その部分の伸び代が極めて大きいと僕は思うのです。

例えば警備業界は、60万人ぐらい人材を抱えているのです。これの数パーセントを投入するだけでもすごい人数だし、あるいは固有名詞を出すとあれですが、例えばAmazonなどであれば、在庫もある、流通もある、注文のシステムもある。これを使うと、もっと効率的なことができそうな気がする。だから、企業の本業の力を使っていくことを官民連携でぜひ進めていくべきかと思いました。

最後に、3点目なのですが、仮に能登半島クラスの大規模災害に至らない災害での構造

的な問題が解消されたとしても、南海トラフをはじめとする大災害に対しては、対応できないのです。なので、これに関しては、また別のロジックをきちんと考えておく必要があると思います。

構造的な問題が解消されても、大規模災害のときには、著しいリソース不足になる。リソース不足になったときにどうするかというと、限られた資源で何を優先すべきかということ国レベルで決断していかなければいけないのです。ある種のトリアージが必要になってくる。それは、今の日本の社会の仕組みだと誰もできない状態になっている。なので、防災庁ができた暁には、その機能を防災庁が担うべきかなと思いました。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございます。

加藤先生は、当初御欠席と書いてあったのですが、来ていただいて、いい意見を言っただきまして、ありがとうございます。

大体時間が来ていますので、最後に、河田先生に総括していただくといいかと思うのですが。

○河田構成員 最年長ですので、させていただきますが、実は、私はこの30年、南海トラフとか首都直下が起こったら、国は潰れると思っていました。ですから、2023年の関東大震災100年までにつくることを研究の目的として動いてきたのです。

それは2年前に終わりましたので、諦めておったのですが、石破首相が2年でつくるといふことで、これは乗り出さなくてはいけないと思って、出てまいりました。

何が問題かということ、実は南海地震が起こると、日本は潰れるのです。この切迫感が非常に欠けている。今、加藤委員が最後に言っていたのですが、研究をやればやるほど、このままでは潰れることが分かってきたのです。

では、どうするかということ、それに備えなければいけない。

もちろん、能登でいろいろな問題が起きました。

ですが、能登半島は、震度6弱以上で、17万人です。南海トラフだと6100万人です。

私は、第1回の南海地震の被害想定で座長だったのですが、このときに経済被害は220兆円と出したのですが、これは実は計算できる項目の3分の1弱なのです。

それを考えますと、その後、土木学会も評価しましたが、1000兆円を超えるのです。

これはどうするのだといったら、どうしようもないではないですか。でも、何とか乗り越えなければいけない。となると、優先順位を決めていかなければいけない。

今日プレゼンしていただいた方のおっしゃることは、そのとおりなのですが、時間的切迫性がどうしても要ります。

例えばこれまで災害が起こるごとに、応急被災度判定をいろいろとやっているのですが、首都直下とか南海トラフを視野に入れますと、制度だけを求めてはいけない、短期間でやらなければいけないという課題が出てくるのです。そうすると、多くの研究者がそれは駄目だと言うのです。つまり、南海地震が起こったら国が潰れるというのは、そんなのは起

こらないだろうとみんな思っているからなのです。

だから、優先順位を決めていかなければいけないとなると、例えば2016年に熊本地震がありました。

この直後に、私は内閣府防災の災害の後の生活再建の座長になって、8回部会をやったのですが、その結果、どういうことが分かったかといいますと、熊本地震より大きな災害が起こると、災害救助法、災害対策基本法が全く駄目になるということなのです。

だから、駄目になるということをやっておかないと、当時、東海地震を予知できるとなると、大規模地震対策特別措置法で、そういう兆しがあったら、首相が警戒宣言を出して、備えることになっていたのです。

だから、まず、相談して、東海地震は、地震学会の合意を得て予知できない、予知できないので、起こったときに、両法律がパンクしても、不作為で、政府が訴えられることはない。そういうことで、取りあえず災害時の政府の責任は、予知できないということスルーしたのです。

だけれども、その後、どうするかとなると、現実に短時間で対処できるような体制をつくらなければいけないということなのです。

そうすると、時間的な制約、あるいは財源的な制約があって、今日皆さん発表しておられた中で、一体何をやらなければいけないか、絞り込まなくてはいけない。文句ばかり言っても仕方がないのです。間に合わなくて潰れたら、どうするのですか。

だから、最悪の場合でも、日本が潰れないような防災庁をつくらなければいけない。そうすると、できることとできないことは峻別しなければいけない。

そういう発想でこれからこのアドバイザー会議をやるのですが、発言していただかないと、皆さんが経験を通して、いろいろな矛盾点を見つけていただいたのはいいのですが、先ほど委員の紹介もありましたように、これは全部できないではないですか。

ですから、日本が潰れるのを避けなければいけないためには、何をやらなければいけないか、絞らないといけない。それは財源もそうですし、人間もそうですし、指揮命令系統もそうです。それを一番絞ったものを実現していただくことを石破さんにやっていただかないと、ああ、潰れてしまったねでは困るのです。

そこを考えて、我々のまとめはそういう方向で、残念だけれども、潰れてしまったらどうしようもないということを念頭に置いて、これから情報を提供していただきたいと思えます。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございます。

次回発表の方々は、ハードルが上がりました。

でも、今の視点で、とにかく防災庁をつくるからには、この国をちゃんと維持するのが最も重要な目標ですから、その上で、できる限り多くの人たちが不幸せにならないようにするということで、両面を考えていきたいと思えますので、ぜひ次回以降、よろしくお願

いしたいと思います。

それでは、赤澤大臣が駆けつけてくださいましたので、最後に。

○吉田（和）参事官 それでは、赤澤大臣から御発言いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○赤澤大臣 今、福和先生から駆けつけたと言われましたが、私は本籍がここなので、心はずっとここにおりました。

2021年に5つの提言をまとめたとき、私はこういう会を全部で60時間やりました。

もちろん、役所側が音を上げて、参事官を3人配置して、1人20時間ずつしかしないけれども、私と秘書官は60時間全部聴いて、提言も全部まとめてみた。本当に懐かしいし、あれをやりたいと思うのだけれども、今の立場でできなくなりました。

ということなので、本当に皆様に期待するところ大で、特に今日のはかつてからの仲間である栗田さん、明城さんの提言を読んだり、あるいは阪本先生のものを見たり、喜連川先生はいつも本質を突かれて、大変ぐさっと痛いところも突いていただき、本当にありがとうございます。

ちょっと思ったところを幾つかいうのですが、栗田さんはもう帰られてしまったのかな。明城さんは、おられた。

私は、役所に向けてもあれなのですが、ばらばらと具体的なことを言うので、あまり取りまとめになっていないかもしれませんが、まず、確かに2021年の提言のときにも問題意識を持っていたのに、まだなかなか解決していないとすると、世の中がボランティアとはただ働きをする素人なのだと思っている問題はかなり深刻かなと思って、NPOの皆様は、要するにセミプロなので「防災専門支援員」とか、国がかなり確定的な言葉をつくる。

一つ、私が今日眺めていて思ったのは「防災専門支援員」です。

「専門」という言葉を入れておいたほうがいいし、そういう意味でセミプロ人材であることが分かり、なおかつ、それも必ずしもただ働きと思わせないようなものという「防災専門支援員」という名称で取りあえず一回、仮置きするかなと。

あと、それと比べて、学生さんなどが来た途端に、僕の御飯はどこ、寝るところはどこから始まって、体力で土砂をかき出してくれるみたいな方は「災害善意ボランティア」とか、それも分けて整理しないと、本当に皆さんのストレスがたまりっ放しなのかなと思ったことはひとつ申し上げておきたいと思います。

それから、阪本先生の人材育成は、2021年からずっと聞かせていただいていますので、大事だなと思いますし、特に菅野さんに求めておきたかったのは、入っていただいた理由は、餅は餅屋で、企業を連れてきて、コンビニから、物流からとおっしゃっていたので、今日企業の話があまり出なかったことに私はがっかりです。

先生のアクションあるのみで、要するに、こういう企業を連れてきて、こうしてくださいということも言ってもらわないと、ここで言ったことを役所が受けて、何かやるだろうでは、この会は成り立たないので、先生に期待するのはそれだったので、僕は率直に申し

上げておきたいと思います。

○菅野構成員 分かりました。

次回から。

○赤澤大臣 ということがあります。

あと、喜連川先生がおっしゃったのは本当にそのとおりで、私もばたばたしながら有識者の先生方を選んで、本当に最高の方たちを集めたのですが、アカデミアの力をどう借りるかは、全然別の大問題でして、防災技術やデジタル防災とかは、既に体制を整える宿題を出しているのです、この場もそうですし、この場を代表して喜連川先生に今日のような発言を続けていただいて、また別の場でもきちんと考えていかないと駄目だと思っています。

そういう意味で、もう一つ申し上げれば、発展の系譜について言えば、もちろん、今日も事務方にかなりきちんとつくってもらおうと思いますが、その流れで、加藤先生と加藤先生がおっしゃったことについて言うと、指揮命令系統はそのとおりなのです。

今、災害が起きたときは、危機管理監が全部やってしまって、内閣府防災は関係ない状態なのです。

どちらかという、法令的には、避難所のお世話を責任を持つところが内閣府防災みたいなところがあって、しかも73億、110人で、まだできていないと言われ続けて20年と。

それはあまりに気の毒なので、体制を変えたいと思うし、私がいつも頭に置いているのは南海トラフで、南海トラフ地震が起きたときに、いろいろなパターンがあり得ますね。

富士山が噴火するとまで言われることもあれば、半割れとか言って、どっちかだけ割れて、自衛隊をすぐそこに全部集合させるのかとか、その後、1週間後に全割れになりましたとか、全割れになるには何年もかかりましたとか、そんなことをいろいろと考えながら、本当に指揮命令系統をきちんと考えて総理に提言ができる内閣府防災になってほしいし、そんなものは1,000年に一遍だから、危機管理監も慣れていないわけがないのです。災害対応は慣れている国交省にやらせればいい、どこどこにやらせればいい、自衛隊と、1,000年に一遍のことだから、慣れていないわけがないので、本当に責任を持つ覚悟のある人間が、それこそ正常性バイアスなども闢える人間がきちんとやらなければ駄目だと強く思うので、そこはよく議論していきたいと思っています。

あと、優先順位は全くそのとおりで、加藤先生がおっしゃったとおりなのだけれども、私も一つここは褒めてほしいと思うのは、令和4年度補正予算で20億の予算を取って、全省庁、指定公共機関、全市町村、全都道府県に端末が1個届けば、常にネット経由で情報が共有できる総合防災情報システムを今年6月から動かししました。

あれは、ありとあらゆる意味で優先順位をつけて物を達成していく意味でも、関係する機関が情報を瞬時に共有できる体制をようやくつくったので、そういう意味で、世の中からは誰も褒めてくれないし、知らない人がほとんどですが、やれることは、優先順位を考えてかなりやってきている。何をやるにも、今言った関係機関全て、官邸の危機管理セン

ターも含めて国の全省庁、さらに、全都道府県、全市町村、全指定公共機関が瞬時に情報共有できる体制を2021年の提言に基づいて一応つくり上げている。全てのベースになることだと思うので、そこに避難所の情報とかも全部載ってきますし、マイナカードとかマイナ保険証も使って処理するものも載つけていけるし、そういうベースをつくってやってきているので、やれることはかなりやってきている。

その上で、先生方がおっしゃったことを全部やるには、100年かかったら。もしかしたら明日南海トラフが起きるかもしれないので、その辺はよく考えながらやっていきたいし、一応、私が今権限を持たされているので、私の責任において、先生方がおっしゃったことを事務方がまとめたものを眺めて、60時間は費やせないと思いますが、しっかりと私なりの判断で優先順位をつけさせていただくので、そのとき、先生方には、こういう考え方で、こういう優先順位になりましたということはきちんと御説明できるようにやっていきたいと思っています。

その上で、今日、とにかく平時からの体制整備が必要とか、あるいは官民の連携の強化、あるいは人材育成等、いろいろなことを御指摘いただいたと思います。事務方にしっかりとまとめてもらって、私も全部目を通すことは難しいと思うので、できる限りフォローして、私の本籍はここですので、しっかりと先生方の御参加が形になるように、最大のバリューが出るように、全力でやっていきたいと思っています。

今回は、被災者、避難生活支援をテーマとした分野別ヒアリングということなので、また先生方に熱中討論というか、熱意を持って、しっかりと御意見を開陳していただいてやっていきたいと思っています。

今日とても感激したのは、関連する先生方の御指摘だけかと思うと、本当に想定外というか、多くの先生がリモートも含めて参加していただき、また、関西からは河田先生も。通うのが大変ではないかと思って、先生にはいろいろと遠慮しているのですが、本当にありがとうございます。全ての先生の御参加に心から感謝申し上げて、引き続き、お力を借りたいと思います。

少々長めになりましたが、私の本籍はここで、ここに一番思いがありますので、そんな感じで引き続きやらせていただきたい。

福和座長、石井副座長、今後とも、よろしく。

ありがとうございました。

○福和主査 ありがとうございました。

○吉田（和）参事官 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

なお、次回の日程についてですが、3月25日火曜日の17時からということで開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。